

令和6年2月29日

1. 出席議員

1 番	釘 尾	勢津子
2 番	宮 崎	幸 宏
3 番	笠 継	健 吾
4 番	中 村	日出代
6 番	杉 原	元 博
7 番	樋 口	作 二
8 番	中 村	一 堯
9 番	松 田	義 太

10 番	勝 屋	弘 貞
11 番	角 田	一 美
12 番	伊 東	茂
13 番	福 井	正
14 番	松 尾	征 子
15 番	中 村	和 典
16 番	徳 村	博 紀

2. 欠席議員

5 番	池 田	廣 志
-----	-----	-----

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	染 川	康 輔
事務局長補佐	中 島	圭 太
議事管理係長	富 岡	明 美

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	松	尾	勝	利
副	市長	鳥	飼	広	敬
教	育	中	村	和	彦
総	務	川	原	逸	生
市民部長兼福祉事務所長		岩	下	善	孝
産	業	山	崎	公	和
建設環境部長		山	浦	康	則
会計管理者兼会計課長		幸	尾	か	おる
総	務	白	仁	田	和
総務課参事兼選挙管理委員会事務局長		寺	岡	弘	哉
人権・同和対策課長		中	尾	美	佐子
企画財政課長		山	口	徹	也
財政調整監兼企画財政課参事		村	田	秀	哲
企画調整監兼DX推進室長		松	丸	環	大
市	民	山	崎	智	香子
税	務	田	中	美	穂
保険健康課長		広	瀬	義	樹
福祉課長		高	本	智	子
産業支援課長		三	ヶ	島	正
商工観光課長		山	口		洋
農林水産課長		江	島	裕	臣
農業委員会事務局長		高	本	将	行
建設住宅課長		田	代		章
建設住宅課参事		橋	本	昌	徳
都市計画課長		堀		正	和
下水道課長		山	口	秀	樹
下水道課参事		橋	川	宜	明
ゼロカーボンシティ推進課長		中	村	祐	介
水道課長		中	村	浩	一郎
教育次長兼教育総務課長		江	頭	憲	和
生涯学習課長兼中央公民館長		嶋	江	克	彰
生涯学習課参事		藤	家		隆

令和 6 年 2 月 29 日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 専決処分事項の承認について（令和 5 年度鹿島市一般会計補正予算（第 6 号））（質疑、討論、採決） |
| 日程第 2 | 議案第 8 号 | 鹿島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について（大綱質疑、総務建設環境委員会付託） |
| 日程第 3 | 議案第 9 号 | 鹿島市債権の管理に関する条例の制定について（大綱質疑、総務建設環境委員会付託） |
| 日程第 4 | 議案第10号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 5 | 議案第11号 | 鹿島市税条例の臨時特例に関する条例の廃止等に関する条例の制定について |
| | 議案第14号 | 鹿島市税条例及び鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| | | （一括質疑、一括討論、採決） |
| 日程第 6 | 議案第12号 | 鹿島市部設置条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 7 | 議案第13号 | 鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 8 | 議案第16号 | 鹿島市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 9 | 議案第17号 | 鹿島市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決） |
| 日程第10 | 議案第18号 | 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決） |
| 日程第11 | 議案第19号 | 鹿島市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決） |
| 日程第12 | 議案第20号 | 令和 5 年度鹿島市一般会計補正予算（第 7 号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第13 | 議案第21号 | 令和 5 年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第14 | 議案第22号 | 令和 5 年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について（質疑、討論、採決） |

日程第15 議案第23号 鹿島市中村住宅整備事業の事業契約の変更について（質疑、討論、採決）

午前10時 開議

○議長（徳村博紀君）

皆さんおはようございます。現在の出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

日程第1 議案第1号

○議長（徳村博紀君）

日程第1．議案第1号 専決処分事項の承認について（令和5年度鹿島市一般会計補正予算（第6号））であります。

当局の説明を求めます。村田財政調整監。

○財政調整監（村田秀哲君）

おはようございます。それでは、議案第1号 専決処分事項の承認について御説明いたします。

議案書、補正予算書、議案説明資料で御説明しますので、御準備をお願いします。

まず、議案書の1ページをお願いします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）について、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

議案書の2ページは専決処分書です。

令和6年1月31日付で、令和5年度一般会計補正予算（第6号）について専決処分したものです。

別冊の議案第1号 令和5年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）の補正予算書1ページをお願いします。

今回の補正は、緊急な対応が必要なものについて専決処分したものでございまして、予算の総額に97,890千円を追加し、補正後の予算の総額を17,410,067千円としたものでございます。

翌年度に繰り越して使用することができる繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正によります。

2ページから3ページは今回補正の集計表となっておりますが、説明は省略いたします。

4ページをお願いします。

第2表 繰越明許費補正は、諸般の事情で予算を令和6年度に繰り越して執行する繰越明許費でございます。

低所得者支援給付金給付事業を令和6年度に繰り越して執行する予定といたしております。繰越理由等は議案説明資料5ページに記載しておりますので、後ほど御参照ください。

5ページから6ページは今回補正の事項別明細書となっております。

7ページ以降の歳入歳出の内容につきましては、別冊の議案説明資料により御説明いたしますので、御準備をお願いします。

議案説明資料の1ページから3ページまでは歳入歳出予算の増減比較表となっておりますが、説明は省略します。

4ページをお願いします。

まず、上段の表、歳入について御説明いたします。

ナンバー1の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、低所得者支援給付金給付事業の実施に伴う増で、97,890千円を計上いたしております。

次に、下段の表、歳出について御説明します。

ナンバー1の低所得者支援給付金給付事業は、食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得者世帯に対し、これまでに実施してきました住民税非課税世帯への給付に加えまして、今回は住民税均等割のみ課税世帯に対して、低所得者支援給付金を1世帯当たり100千円の給付と、子供加算として、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯において、扶養されている18歳以下の児童1人当たり50千円を給付する経費として、97,890千円を計上いたしております。

5ページをお願いします。

翌年度に繰り越す繰越明許費の財源内訳と繰越理由の一覧です。

低所得者支援給付金給付事業の97,890千円を令和6年度に繰り越す予定といたしております。

以上で説明を終わりますが、この専決処分事項につきまして御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第1号 専決処分事項の承認について（令和5年度鹿島市一般会計補正予算（第6号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第1号は提案のとおり可決されました。

日程第2 議案第8号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第2．議案第8号 鹿島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

おはようございます。

それでは、議案第8号 鹿島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書は9ページから、議案説明資料は6ページからとなりますので、お願いいたします。

それでは、議案書の9ページをお開きください。

提案理由は、市の条例等に基づく手続について、情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、この案を提出するものでございます。

制定内容等につきましては議案説明資料で説明いたしますので、議案説明資料の6ページをお願いいたします。

1の制定理由につきましては、先ほど提案理由で申しましたとおりでございます。

2、背景でございます。法律により国が定める書面、対面で行うこととされている手続は、いわゆるデジタル手続法により、オンラインでも行うことができるように整備されており、システム対応ができたものからオンラインでの手続が可能となっております。

現在、鹿島市では子育てや介護関係など27の手続がオンライン申請できるようになっております。

一方で、デジタル手続法の適用を受けない市の条例や規則に基づく手続については、書面、対面でのものが多くあり、手続に時間が結構かかっているものもございます。市民の皆様の利便性向上や行政運営の簡素化、効率化を図るために、これらの手続もオンラインで行うことができるよう条例を制定するものでございます。

また、このデジタル手続法には、地方公共団体は、手続についてオンライン申請できるように必要な施策を講じるよう努めなければならないと規定されており、自治体もオンライン申請を進める必要があると考えております。

6 ページの下図は、オンラインの手続になった場合のイメージ図でございます。

7 ページを御覧ください。

制定のポイントです。通常、オンライン手続を可能とするためには手続を規定している条例を個別に改正することとなりますが、それではかなりの手間と時間がかかってしまいます。そこで、手続がオンラインでなされる際に、読替えが必要な共通事項をこの条例で一まとめに規定し、通則となる条例を制定することで個別条例の改正を不要にし、行政運営の効率化を図ることとしております。

また、手続がオンラインに置き換わるのではなく、書面でも従来のように手続を行うことはできます。

次に、4、条例の概要でございます。

まず、(1)の対象となる市の機関でございます。これが第2条に当たります。

対象となる機関につきましては、市長部局をはじめ、教育委員会や選挙管理委員会などの行政委員会と議会となっております。法では、行政の執行機関ではないとの立場から、議会の手続を除くと規定されており、自治体によっては対象機関から議会を除いているところがありますが、市民の方にとっては、議会に対する手続も同じ鹿島市に対する手続であるとの認識を持たれていると思いますので、本市の条例には対象機関に議会を含めております。

次に、(2)オンラインによる手続でございます。こちらが第3条から第6条に当たります。

市民の皆様からの申請と、市から通知する許可通知などの処分通知、データによる縦覧や記録について規定しております。

①手続等のオンライン化です。書面、対面により行っていた手続について、オンラインでもできることを規定しております。オンラインでできることを想定している手続として、市民の皆様の身近なところで例えば、公共施設等の利用申込みとか、水道使用開始の申込みなどがございます。

②署名等の代替です。署名等が必要とされている手続について、マイナンバーカードの利用などをもって署名に代えることができるように規定しております。

③使用料及び手数料のオンライン納付です。使用料及び手数料について、クレジットカードや電子マネーで納付できるように規定しております。

④手続等の一部オンライン化です。対面により本人確認をするべき事情がある場合などは、それ以外の部分について、オンラインにより行うことができることを規定しております。

8 ページを御覧ください。

(3)適用除外でございます。こちらが第7条に当たります。

条例が適用されない手続等について規定しており、そこに示している3つのケースでございます。

①申請等に虚偽がないかどうか、対面で確認する必要があるもの。例えば、選挙公報の掲

載分の申請でございます。

次に、②許可証や処分通知等の書面を事業所に備え付ける必要があるもの。例えば、一般廃棄物処理業等の許可を受けた検査済証の交付でございます。

3つ目に、③ほかの条例、規則に既にオンラインでの手続が可能であるもの。例えば、印鑑登録証明書などがございます。

次に、(4)の添付書類の省略でございます。こちらが第8条に当たります。

申請などに添付書類が必要とされている手続について、マイナンバーカードの利用などにより、行政機関の間での情報連携等で入手、参照できる情報は、添付書類を省略できることを定めております。例えば、住民票の添付が必要となっている手続について、マイナンバーカードの利用により、住民票の添付を省略することを想定しております。

次に、(5)オンライン化の状況の公表です。これが第9条に当たります。

オンラインにより行うことができる行政手続の状況について、市のホームページで少なくとも年度に1回は公表することを規定しております。

次に、5、オンライン化の対応予定の手続でございます。

令和6年度にオンライン申請ができる環境を構築し、市民や事業者の皆様からの申請や申込み、届出などの手続約600件について、押印や本人確認が不要なものや、処理件数が多いものから順次対応していき、令和6年度中には100件程度オンライン申請ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

下の表は、オンライン化を予定している手続ということで例を示しております。

また、次の9ページには参考までに対応スケジュールの予定を示しております。

最後に、6、施行期日でございます。

施行期日は公布の日ということでございます。

説明は以上になります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

これより質疑に入りますが、本案件は委員会付託が予定されておりますので、簡潔で総括的な大綱質疑といたします。

それでは、質疑ありませんか。12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

おはようございます。12番議員の伊東です。よろしくお願いします。

それでは、この議案第8号の鹿島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について質問をさせていただきます。

ただいま担当課から説明をいただきましたが、ちょっとやっぱり気になるのが、オンライン化を進めることで、市民の方々、便利な反面、また逆に心配な面も出てくると思うんですね。

そういう中で、まず1点目、個人情報の流出を防止する策として、どういうふうなことを考えているのか、お答えください。

○議長（徳村博紀君）

松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

お答えいたします。

オンライン申請における個人情報の取扱いのセキュリティーの面だと思います。こちらにつきましては、市のほうではただいま、てのひら市役所ということで、公式LINEを使っているようなオンライン手続をしていただくようなことで推進しております。こちらのほうの手続も、この条例が制定して6年度に構築する際には、入り口としてこの公式LINEのほうで手続に入っていて、オンライン申請をできるように進めていきたいと思っております。

こちらに国のほうから、政府機関・地方公共団体における業務でのLINEサービス等の利用の際のガイドラインということで示されているものがありまして、サービス利用時のセキュリティーについて、個人情報のデータの取扱いなどが示されているものがございます。現在、鹿島市で利用しているLINEサービスも、この国のガイドラインに沿ったセキュリティーに準拠して利用をしております。

ガイドラインでは、個人情報は原則として取り扱わないこととし、このオンライン申請等で個人情報の取扱いが必要となった場合は、そのLINE本体のサーバーには残さず、委託先等のデータベースに保管することが示されております。これに従いまして、鹿島市も情報は委託先の国内のデータベースに保存しておりまして、その保存データは暗号化をしております。また、通信の際も暗号化で通信しておりまして、さらに不正アクセスを防止するファイアウォールというシステムで対策を行っております。高い水準でのセキュリティーで運用しているということで考えております。

また、この公式LINEを利用したサービスにつきましては、今、全国で約300の自治体で運用されておりまして、今のところ、特に大きなセキュリティーの問題はないということで考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

ありがとうございます。国からの指針もそういうふうに出ていると思います。鹿島市のほうに、この市役所のほうにそういうふうなものを保管しないで、管理会社というか、そっちのほうが一括して扱うということですね、流出を防ぐと。

それでは、2点目です。

今回また便利になって、クレジットカードであったり電子マネーを使ってということになります。しかし、これも悪用をする事例は今までもあったはずです。それについて、対応策、対策はどういうふうなものがあるのか、教えてください。

○議長（徳村博紀君）

松丸D X推進室長。

○D X推進室長（松丸環大君）

お答えいたします。

先ほど申したことと重なるかもしれませんが、そのオンラインの決済、電子マネーとかクレジットカードで決済されたデータにつきましても、そのデータベースの中に暗号化されて保存をされるようなことになっております。それは決済サービス業者のほうに行きますので、情報としてはこちらで扱って保存をするということはありません。決済代行業者とのやり取りになるということになっておりますので、そちらの代行業者のほうで完全な、安全なセキュリティーのほうを施していただいて運用していくということではしております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

今説明を受けましたが、インターネットで物を、アマゾンであったり、そういうので買う場合、クレジットカードを使ったりしますよね。また、電子マネーということは、PayPayとか、AirPayとか、そういうふうなのだろうと思います。私のお店のほうにもPayPayでの支払いとか、そういうのを持ってこられますが、本人が誤って金額を入力してしまった場合のやり直しというか、これがさっきおっしゃったのが、市役所の職員とやるわけではなく、代行の業者とおっしゃいましたよね。そこの取引というか、やり取りになっていくと思うんですけど、そこの辺りは修正だったり、間違えましたということで、そういうのは可能なのか、教えてください。

○議長（徳村博紀君）

松丸D X推進室長。

○D X推進室長（松丸環大君）

お答えいたします。

例えば、間違えてオンラインで手続きをしてお金を支払いまで進ませたということになって、その後、間違いに気づいたということで、その申請に対する取下げというのができますので、その際に取下げをしていただければ、お金のほうもその後は戻ってきて、また、1から正しい金額を入力していただいて、していただくということの手続になるかと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

若い世代の方々はそういうふうな携帯電話からのですね、財布を持たないやり方というか、そういうのが今は多くなってきています。ただ、高齢者の方というか、ちょっとやっぱり不慣れな方がそうやって誤って、もしかしたら1桁多くしてしまったとかあった場合、その修正の手続きは簡単にできるものなんですか。それをシミュレーションされていますか。

○議長（徳村博紀君）

松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

お答えいたします。

オンライン申請等でのオンラインの決済は手数料とか、そういった申込みの使用料だと思います。これにつきましては、金額等を固定して、その金額でオーケーを押してくださいということで、そのような利用の仕方も今詰めているところでございまして、そういった間違いが起きないようにシステムにしていきたいと思っております。

ですので、大きな金額とかを入れて、ちょっと間違えましたというような、そういったことが起きないようにシステムを構築していくつもりでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

では、最後の質問にします。

私たち議員もそこまで慣れているわけではないですから、やっぱりちょっとその辺りが心配なんですね。市民の方も多分そうだと思います。今までは納付書であったり、そういうのを持って銀行で支払ったりとか、様々なやり方をしていらっしゃったと思います。口座の引き落としであったりとか。

だから、その辺りをしっかりと、これが公布の日からとなっていますので、そんなに時間は無いと思いますが、そういうふうな事故とかが起こる前に、しっかりとしたシミュレーションをこなして行って、あなたたちも市役所の担当課の中で、全ての方がそれを質問とかされた場合はお答えができるような状況まで持って行ってください。それが新しいDX推進室の仕事だろうと思っていますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、ただいま審議中の議案第8号は、会議規則第36条第1項の規定により、総務建設環境委員会に付託いたします。

日程第3 議案第9号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第3、議案第9号 鹿島市債権の管理に関する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。村田財政調整監。

○財政調整監（村田秀哲君）

それでは、議案第9号 鹿島市債権の管理に関する条例の制定について御説明いたします。議案書は16ページから、議案説明資料は10ページからとなっております。

まず、議案書の16ページをお願いします。

市の債権に係る管理の一層の適正化を図るため、この案を提出するものです。

制定内容につきましては、議案説明資料で説明いたします。

議案説明資料の10ページをお願いします。

1の制定理由です。

市の債権の管理は各法令及び条例に基づき行うものでありますが、債権の管理に関し、包括的かつ訓示的な規定を設けることにより、市の債権に係る管理の一層の適正化を図るため、この条例を制定するものです。

次に、2の市の債権の現状です。

地方公共団体の債権は、公法上の原因に基づいて発生する公債権と、私法上の原因に基づいて発生する私債権の大きく2つに分類されます。今回の条例では、主にこのうちの私債権の適正な管理について定めるものです。

本市の債権の件数は、一般会計、特別会計、公営企業会計等を合わせて全体で約8,000件となっており、適正な管理を継続的に行う必要があります。また、5年を経過したものが約450件で、このうち時効の援用を必要とする私債権は約4割の169件となっております。

この私債権については、民法の適用を受ける債権であり、債権の時効は5年となっておりますが、債務者のほうから、時効の意思表示をする時効の援用をしなければ消滅とならないため、市の債権の管理に関する包括的かつ訓示的な規定並びに私債権の管理に関する督促、強制執行等及び時効の援用を必要としない放棄の規定を設けるものであります。

11ページをお願いします。

次に、3、条例の概要です。

まず、(1)市の債権の管理に関する包括的な規定です。これが条例第3条第2項、第4条

及び第5条に当たります。

市長は、債権の管理体制及び台帳を整備し、適正かつ効率的な市の債権の管理に努めなければならないとしております。

次に、(2)私債権に関する個別規定です。これが条例第6条に該当します。

私債権については、地方自治法施行令第171条から第171条の4までの規定に定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置を取り、同令第171条の5から第171条の7までの規定に定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長、または当該私債権に係る債務を免除することができることとしております。

また、第7条では、回収することが困難である事由に該当する私債権については放棄することとし、放棄したときは議会に報告することとしております。

次に、4、条例の施行期日は、公布の日としております。

11ページの下段から14ページは、参考として関係法令等を掲載しておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

これより質疑に入りますが、本議案は委員会付託が予定されておりますので、簡潔で総括的な大綱質疑といたします。

それでは、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、ただいま審議中の議案第9号は、会議規則第36条第1項の規定により、総務建設環境委員会に付託をいたします。

日程第4 議案第10号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第4、議案第10号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

おはようございます。

それでは、議案第10号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書は20ページから、議案説明資料は16ページから御説明いたしますので、御準備のほどよろしくお願いいたします。

まず、議案書20ページをお願いします。

提案理由ですが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を改正するため、この案を提出するものでございます。

議案書の21ページがその内容でございます。

具体的な内容につきましては、議案説明資料により御説明いたしますので、議案説明資料の16ページをお願いします。

まず、1項目め、改正理由ですが、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、2項目め、改正内容ですが、地方自治法の一部改正により、指定管理者による使用料の徴収や、コンビニ収納などの公金事務の私人への委託について、受託者の事務の適正を確保するための整理と、原則として、全ての歳入等の収納事務を首長の判断で私人委託ができるように見直しがされたことに伴い、17ページのように、法第243条の2の2が法第243条の2の8に繰り下げられましたので、市長の専決処分事項の指定に関する条例及び鹿島市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の2本の条例について、引用する条文を整理するものでございます。

次に、3項目め、施行期日でございますが、令和6年4月1日からとするものでございます。

最後に、議案説明資料15ページにお戻りください。

15ページは、御説明いたしました関係する条例の新旧対照表となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第10号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第10号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第11号、議案第14号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第5．議案第11号 鹿島市税条例の臨時特例に関する条例の廃止等に関する条例の制定について、議案第14号 鹿島市税条例及び鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、以上2議案の審議に入ります。

議案第11号、議案第14号の議案について当局の説明を求めます。田中税務課長。

○税務課長（田中美穂君）

おはようございます。

それでは、議案第11号 鹿島市税条例の臨時特例に関する条例の廃止等に関する条例の制定について、議案第14号 鹿島市税条例及び鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回2つの議案を提出するものでございますが、両議案ともに改正の理由が関連したものでありますことから、内容については議案説明資料にて一括して御説明いたします。

議案書22ページをお願いします。

まず初めに、議案第11号 鹿島市税条例の臨時特例に関する条例の廃止等に関する条例の制定についてでございますが、提案理由は、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、市税を単税徴収方式に変更するため、この案を提出するものでございます。議案書23ページがその改正内容でございます。

続きまして、議案書32ページをお願いします。

議案第14号 鹿島市税条例及び鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、提案理由は、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、市税の納期を変更するため、この案を提出するものでございます。議案書33ページから34ページがその改正内容でございます。

それでは、議案説明資料22ページをお願いします。

初めに、1、改正理由は、地方公共団体情報システム標準化に伴い、市税を現行の集合徴収方式から単税徴収方式に移行し、納期を変更するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2、地方公共団体情報システムの標準化は、今回の各条例の改正及び廃止の根拠となるものでございます。

現在、市役所内の複数の課で使用しております市税や住民記録などの事務処理を行う情報システムは、各自治体が利用形態に応じて独自の仕様に作り変えながら運用しておりますが、このことに対して幾つかの課題がございました。具体的には、制度改正によって必要となるシステム改修費用などの財政負担が各自治体に生じることや、申請書などの様式が各自治体

ごとに異なることで、手続の簡素化や電子申請など、全国的な普及が進まないことなどが挙げられます。

これらの課題に対し、行政のデジタル化を推進することで、住民サービスの向上や自治体の業務効率化を図るため、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が令和3年9月1日に施行され、全ての自治体は令和7年度末までに全国標準仕様となる情報システム導入が義務づけられました。

次に、3、市税の納期でございますが、現在、普通徴収による個人市民税、それから、固定資産税、国民健康保険税は、鹿島市税条例の臨時特例に関する条例の規定により、3税を合わせて10期で納付する集合徴収方式を採用しておりますが、標準化後の税務システムでは、地方税法に基づく機能となることから、個人市民税と固定資産税の納期を変更し、税目ごとに納付する単税徴収方式に変更する必要があります。

続きまして、23ページをお願いします。

4、主な改廃内容として、(1)鹿島市税条例の臨時特例に関する条例の廃止等に関する条例では、①の単税徴収方式への変更は、鹿島市税条例の臨時特例に関する条例を廃止し、令和7年度からの市税の納期は、地方税法に基づき鹿島市税条例に規定する単税徴収方式に変更するものでございます。

次に、②の森林環境税の徴収方法は、鹿島市税条例の臨時特例に関する条例の廃止等に関する条例第2条により、令和6年度から個人市民税に合算される普通徴収の森林環境税は、令和6年度に限り、令和6年6月から翌年3月までの集合徴収方式とするものでございます。

次に、(2)鹿島市税条例及び鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例では、①の固定資産税の納期の変更は、鹿島市税条例第67条により、納期を5月、7月、12月及び翌年2月と改めるものでございます。

②の国民健康保険税の納期の変更は、地方税法の規定により、その納期を各自治体の条例に委任されていることから、鹿島市国民健康保険税条例第8条により、現行の10期納付を継続するものとして改めるものでございます。

続きまして、24ページをお願いします。

5、施行期日です。

(1)の①単税徴収方式への変更は令和7年4月1日、②森林環境税の徴収方法は令和6年4月1日、(2)固定資産税及び国民健康保険税の納期の変更は令和7年4月1日となります。

なお、参考といたしまして、24ページの下段に、単税徴収方式への移行に伴う期別納付額シミュレーション表と、25ページに地方税法を抜粋して記載しております。

最後に、議案説明資料18ページにお戻りください。

18ページから21ページは、御説明いたしました各条例の新旧対照表となります。

18ページの鹿島市税条例の臨時特例に関する条例の廃止等に関する条例第2条による改正

では、令和6年度の1年間限り普通徴収の市民税に森林環境税を含めるものとして、文言を追加する内容でございます。

次に、19ページから21ページは、鹿島市税条例の臨時特例に関する条例の廃止に伴いまして、鹿島市税条例及び鹿島市国民健康保険税条例に、それぞれ納付額の端数処理を新たに規定し、また、固定資産税は第1期目の納付月を5月に改め、国民健康保険税は現行と同じ10回での納付を継続するものとして、第1期から第10期の納付月を定めるものとなります。

以上で議案第11号 鹿島市税条例の臨時特例に関する条例の廃止等に関する条例の制定及び議案第14号 鹿島市税条例及び鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

質問をいたします。

先ほど説明をいただいて、その前にも私たち議員には全員協議会の場合であったり、何回か説明をしていただきました。私たちはある程度は把握したと思いますが、初めてこれを聞いたりされた市民の方々は戸惑うだろうなという気がするんですね。

今まで集合税という形で、6月からですかね、それから10回、1年間で10回これを支払ってきたのが、いろいろその種類によって月が変わっていくというふうなやり方になっていくわけですけど、これは、まだ3月の市報を私は読んでいないから、これについているのかどうか分からないんですけど、こういうふうに条例が変わりましたよというお知らせであったり、市民に向けての情報の提供というのはどういうふうになっていますか。

○議長（徳村博紀君）

田中税務課長。

○税務課長（田中美穂君）

お答えいたします。

今後、この条例改正の議案が通過した後に、税務課のほうといたしましては、市民の皆様、それから、納税義務者の皆様に対しての広報が必要になってくるかと思います。市報については、今度の3月号についてはまだこちらのほうの掲載を予定しておりませんが、新年度になりましてから、市報についても今回の条例改正の内容、それから、7年度からの内容についてを広報させていただきたいと思っております。

それから、市報を御覧になっていただけるものとは思いますが、それだけではもちろん足りないと思っておりますので、それ以外の個別のチラシとかを全戸配布させていただきます。そのほかにも、区長さんを通じて、これらの地域の皆様に対しての広報をお願いさせていただきたいとも思いますし、それから、SNSなども含めまして、こういったいろんな

ものの媒体を通じて皆さんに広報をやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

ありがとうございます。今、回覧版という形で、私たちのところは市報は挟めてあって、1部お取りくださいと書いてあるんですね。市報をどのくらいの方が読んでいるかなんていう調査はやっていますか。できるだけ多くの市民に渡るために、今そういうふうに——昔は新聞の中の折り込みであったものが、回覧版で1部お取りくださいというふうになっているんですけど、回ってきた回覧版を見ると、私の前に、同じ班でも幾つかの家庭があるけど、そんなに減っていないんですよ。だから、どれだけの方がこれを見られているのか、その辺りは、ちょっと担当課が変わりますけど、分かりますか。

○議長（徳村博紀君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

お答えします。

市報がどれくらいの方に読まれているかということですが、今回、今年度から、市報に関しては嘱託員の方にお配りいただくということで、新聞に挟んで皆さんのところへお届けするというのを、各地区の配り方に合わせた形で配っていただくということにしております。嘱託員の方をお願いをして配るという形ですので、それぞれの地区のやり方で、直接区長さん、または班長さんが手で各戸に配付をされる場所もあれば、今、議員おっしゃったような形で、回覧版に併せて、それぞれ取っていただくというような形を取っておられる場所もあるようです。

この分につきましては、それがどういった量が確実に皆さんの目に触れているかということまでは、こちらのほうではちょっと把握はできておりません。ただ、新聞に折り込みだったときでいけば、市民の方の75%程度しか新聞を取っておられませんでしたので、そこと比べれば、今回、全ての方になるべく届くようにという形で嘱託員の配付ということをお願いしておりますので、新聞折り込みよりも確実に増えているというところでの把握しか私たちはできていないところです。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

分かりました。ちょっとこの議案のあれとは違う、そちらのほうにお聞きをしたんですけど、やっぱり一度これは調査したほうがいいですよ。どのくらい、何かをその市報のどこ

ろに一つつけて、それで何かのアンケートみたいなのでプレゼントをやってみるとか、そういうふうなのを。市報は以前に比べて見やすくなったと思います、表紙もカラーでね。非常に見やすくなつたと思いますけど、ただ、若い人たちがどのくらいこれを読むのか。

ちょうど同じように県のほうのも一緒に来ますもんね。県と市が同じぐらいに。県のほうは薄いんですよ、市は厚いんですよ。何ページにもなっていますよね。そこの辺りももうちょっと考えていただいて、それこそデジタル化で携帯電話からも読めるというふうには、もうそういうふうにも変わっていつているんでしょうけど、やっぱり日々考えていただいて、そこの辺りをお願いしたいと思います。

また戻ります。

今、課長のほうから、SNSであったり、市民に向けての広報活動、地区への説明というふうになるとは思いますけど、やっぱりこれはどうしても納税義務がある市民の人たちには理解をしてもらわないといけないですよ。そういうふうに変わった、1年の猶予を置いて変わるんでしょうけど、スムーズにいくようにしなければならない。そう考えると、やっぱり相当な回数の説明会であったり、区長会はもちろんのこと、地区の公民館に出向くとか、そういうふうなのが必要だろうと思いますけど、職員の方、そこまで対応可能な職員の人数というか、それはいらっしゃるんでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

田中税務課長。

○税務課長（田中美穂君）

来年度から1年間の広報についてですけれども、対応する職員については、今現在おる職員で全員体制でやるということで、課の職員にも伝えております。これについては確かに労力も時間もかかるとは思いますが、40年以上続いたこの集合徴収方式、10期納付のやり方が40年以上ぶりに今回変わるということになりまして、やはり納税義務者の方に理解していただいて納税をしていただくという必要がございますので、これについては私たち1年間を通じて努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

最後にします。

担当課、課長を含め職員の方をお願いしたいのが、徴収方法が変わるということで、税金自体が上がるのかとか、そういうふうなお考えを持たれる方もいらっしゃるかも分かりません。だから、そこの辺りはしっかりと説明をしていただいて、徴収の方法が40年続いたものからこういうふうに変わっていきますということを丁寧に説明していただきたいなと思って

おります。

以上で終わります。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

2 議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第11号 鹿島市税条例の臨時特例に関する条例の廃止等に関する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第11号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 鹿島市税条例及び鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第14号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩をいたします。11時5分から再開いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第6 議案第12号

○議長（徳村博紀君）

次に日程第6. 議案第12号 鹿島市部設置条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

それでは、私のほうから議案第12号 鹿島市部設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書、議案説明資料で説明しますので、準備をお願いします。

まず、議案書の24ページをお願いします。提案理由です。

組織の見直しに伴い、部の名称及び事務分掌について所要の改正を行うため、この案を提出するものとなっております。

次に、議案説明資料の28ページをお願いします。

1の改正理由は、提案理由と同様となっております。

2の背景です。

今年度改定をいたしました第七次鹿島市総合計画では、DX（デジタルトランスフォーメーション）及び脱炭素化の推進を掲げて、持続可能なまちづくりを施策の基本的考え方の一つに加えております。これらの実現に加えて、誰一人取り残さないSDGsの達成に向けて、これまで以上に全庁的に連携した取組が求められているという背景がございます。

3の組織の見直し方針です。

この全庁横断的な取組、連携をより強化するため、今回の組織見直し方針として、全体の総合調整役である総務部の体制を見直しまして、かじ取り役となる政策調整機能の強化を図りたいと考えております。

4の改正内容といたしましては、(1)部の名称を「総務部」から「政策総務部」へ変更し、(2)政策総務部の事務分掌に「SDGs」を加えて、全ての施策に係る総合的な方針として事務分掌を整理したいと考えています。

5の組織の見直し効果です。

政策総務部として政策調整機能を発揮することによりまして、速やかに統一した方針が共有でき、全庁連携した施策の展開が円滑に図られます。また、地域自らの政策立案が促進され、鹿島らしい持続可能なまちづくりの実現と、限られた経営資源の中での効率的、効果的な組織運営によりまして、行財政運営の健全化に寄与するものです。

6、施行期日は、令和6年4月1日を予定しております。

また、議案説明資料の26ページ、27ページに戻りますけれども、条例の新旧対照表となっております。

条例の第1条で部の名称、第2条で事務分掌を規定しております。

資料26ページのほう、右側の欄、旧条例第2条第1号中の総務部、事務分掌のイに、「市政の総合計画及び総合調整に関する事項」とあります。今回の改正でそこを「市政の総合計画、SDGs及び総合調整に関する事項」と改めまして、SDGsが市政の様々な施策に係る総合的な目標であることを明記して、政策総務部をその総合調整役として位置づけたいと考えております。

附則といたしまして、総務部の名称を用いた条例がそのほかに4つございますので、鹿島市部設置条例の一部改正に伴いまして、その4条例についても「総務部」という名称を「政

策総務部」へ改めるとなっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

4番の中村です。よろしくお願いします。それでは、今回の条例改正について質問いたします。

まず、条例の重要性について御紹介いたします。

条例については、昭和37年5月30日、最高裁の判例があります。この裁判は、条例に罰則の規定は違法ではないかとの争いでした。

罰則とは、地方自治法第14条第3項に規定されております。条例に違反した者に対し、2年以下の懲役、もしくは禁錮1,000千円等の罰則が定められております。これが違法ではないかとの裁判でした。判決は、条例は法律以下の法令といっても、公選の議員をもって組織する地方公共団体の議会の議決を経て制定される自治立法である。国民の公選した議員をもって組織する国会の議決を経て制定される法律に類するものであることから、違法ではないと判決で述べられております。

条例は、公選の議員をもって組織する地方公共団体の議会の議決を経て制定される自治立法です。市の条例は、鹿島市議会が議決して制定される鹿島市の法律です。地方自治法の規定に定めている要件に該当し、議会の議決を経なければ制定することはできません。

例えば、鹿島市の条例を紹介しますと、市税条例、水道事業給水条例、そして、私たちの議会基本条例等があります。これは、この条例によって義務を課したり権限を制限したりします。条例というのは物すごく重要なものです。

それで、質問です。

今回の総務部から政策総務部への編成改正提案について質問いたします。

総務部から政策総務部への部署変更は、市の政策的な方針決定に基づいて今回の提案がなされると思います。政策的な方針決定の内容を教えてください。今回の審議は市の組織に関する提案ですので、答弁は全て副市長にお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

中村日出代議員の質問にお答えします。

今、中村日出代議員おっしゃったように、条例というのは地方自治体において法律と同じようなもので、非常に重要なものだと考えております。

今回の条例の制定について、どういうふうに変わっていくかということになります。

政策の方針決定の変更という形になりますけど、先ほど課長のほうからも少し述べさせていただきましたけど、これまで鹿島市、ずっとこの地方分権という時代の中において、総務部であるとか産業部であるとか、そういったそれぞれの部でそれぞれ一生懸命事業をやっておりましたが、どうしてもやっぱり横串、横の展開ですね、例えば、SDGsの話であったり人口減少の問題というのは、それぞれの部単独で考えるよりも、全庁横断的な横串の視点を持って考えて引っ張っていくことが大事だと考えております。車でいうところの少し強烈に前に進めていくような機能が必要ではないかと考えておまして、今回、政策総務部という政策機能の強化を図ることにしております。

当然、政策と総務と分かれてくるとは思いますけど、政策はどちらかというと、それぞれの関係部署のところを調整して図って行って前に進めていく。前に進めていくだけでは足りませんので、それぞれの部も一生懸命頑張ります。その頑張っているところ、土台をしっかりと支えていくというところは人事とか財政である総務部の役目となります。そういった組織、要は、鹿島市がこれからいろんなところを変えていくため、組織がよりよく運営していくために必要なことはどういうことかと考えておまして、今回、政策、横串で引っ張っていく機能を強化していこうということになりました。

こういった考えで来年度以降、鹿島市政を運営していこうという議論で、今回の条例の提案とさせていただきます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

横串、横串と言いますけれども、横串も何も、SDGsをしているわけでも何でもないわけだから、今は別に支障があるわけじゃないですよ。

次に、鹿島市は平成10年3月30日に総務部が設置され、現在に至っております。26年間、何の支障もなく総務部で仕事が執行できていたのが、なぜ令和6年度から急に政策総務部に編成するのか。市民への行政サービスなど、事業の推進などに何らかの支障が出てきてからの提案だと思います。その支障の事例を今紹介してください。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

平成10年から鹿島市政、鹿島部制という形で導入しております。

組織の在り方というのは、本当はこれが正解というものがなくて、常にいろいろ不断の見直し、社会経済情勢というのは常に変化しております。当然行政ニーズも変わりますし、市民のニーズも変わってくるとは思います。そういったものに対応するために、不断の見直しと

いふのが必要になってくるかと思ひます。

今回の支障ということでありまふけど、そういった支障があるというよりも、先ほど話したように、これから鹿島市政をよりよく引張っていくためにはどういふことが必要なのかということをおもひまして、今回の見直しとじているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

それでは、支障があるとかではなくて、ただ単に見直すというだけの話ですよ。

それでは、なぜ総務部が政策総務部に内部組織を編成しなければいけないのか、理由と必要性、目的について説明してください。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

その理由と目的と必要性という形になります。

組織の見直し効果としまして、今回、政策調整機能を強化していきたいということと、政策調整というのを最適化していく、限られた経営資源の中で効果的であり効率的な組織運営をしていく必要があるということをおもひまして、今回の見直しとじております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

必要性と目的について、さらに説明してください。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

必要性と目的ということになるかと思ひます。

例えば、今、令和5年度から広域連携のSDGs事業とかやっていたりします。あと、ゼロカーボンシティ、ゼロカーボンの事業とかあります。そういった事業を今年度ずっと見ていって話をしていたときに、ゼロカーボン、SDGsとかいうと環境の分野となるかと思ひますが、例えば、農業の話であったりとか、観光の話、交流人口の話とか、いろいろ幅広く関係してくるんじゃないかと思ひております。そこを建設環境部とか1つのところでいくよりも、やっぱり全庁的、横断的に見て、観光でも何かやっているし、ゼロカーボンのほうでも交流みたいなことをやっている、そういったダブリもあるかもしれないし、いや、もっ

といろんな分野に、DXの話でいっても農業の分野であるとか福祉の分野であるとか、そういったところにもっと積極的に入って行って、DXであるとか、ゼロカーボン、そういったものをより強力に進めていくためには、引っ張っていく機能、全庁を見渡して調整する機能が必要ではないかと思ひまして、今回の見直しとしていただいております。

以上です。（「目的」と呼ぶ者あり）目的も以上のように、それをするによって当然、鹿島市がよりよい、住みやすいまちづくりを進めていくという、総合計画に掲げる目標を達成するための見直しとなっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

その話を聞くと、部を変更しなくても――前は何か調整するとなったわけでしょう。だから、部を編成しなくても、総務部に政策調整室を設置して、そして、これを市長の直属にして、調整官か何か課長クラスの人をつくれば、別に部を変更せんでも調整室をつくればよかとやなかですか。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

調整室をつくればいいんじゃないかという話があったかと思ひます。

組織というのは、私は県庁でも組織関係の仕事を合計6年ぐらいやっております、その当時いろんな部をつくったりとか、部の見直しをしたり、教育委員会から文化とかスポーツの分を知事部局に持ってきたりとか、あと経営資本とか、昔はそういった見直しをやっております。

いろいろありますけど、先ほど申しましたけど、組織というのは常に見直す必要があると考えております。その組織の名前というのは、名称は中身を表す看板であり、箱ではないかと思っております。当然、今、中村議員おっしゃったように、どんなことをするかという中身が大事だと思いますけど、その中身を表すためにはどういう看板を掲げていくかということも大事だと思います。そうすることによって職員の意識も変わっていくことになるかと思ひます。

そのため、今回の政策、やっぱりこれからの時代というのは、これまでの国から決められたことをやっていく時代から、地方自らで考えて、私たち市民と市の職員自ら考えて、鹿島の将来をどうしていくかということを考えていくことが大事だと思います。そういったことが政策だと思いますけど、職員一人一人が政策をつくっていくという意識を持つことも大事なのではないかと考えておひまして、政策総務部という名称にしております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

政策総務部といったら、政策が上のような感じがしますね。総務部は、ここに総務課、人権・同和対策課、企画財政課、DX推進室、中川エリア整備推進室、係でいきますと、総務係、防災係、職員係、人権・同和対策係、秘書広報係、企画係、財政係、入札契約係、これだけの係がある中に、政策分も入れる余裕はあるんですか。もう見ていたらいっぱいになっ
とつですよね。

その政策というのは、一般的な計画を立てて推進するところですよ。全く総務部とは相入れないところだと思いますけど、そこはどうですか。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

今、名前の前後の話がありました。市の仕事や組織でどっちが上とかどっちが下とか、そういうこともないし、前が大事で後ろがどうだということも考えておりません。職員もそれぞれの分野で一生懸命仕事をしているんじゃないかと考えております。前後の話も同じだと思います。

先ほど最初に話しました政策というのは全庁横断的な仕事でもありますし、総務というのはそれを下で支える、この2つの機能というのがお互い大事だと、とても重要だと考えております。

先ほど政策が入ってくる余裕があるのかという考え、お話があったかと思えます。

今のところ考えていますのは、今後、今、最終的に、組織の共生とか課の名称とか考えておりますけど、今の企画財政のところとかを少し調整しながら、そこの中で、政策部門はこういうところだな、総務部門はこういうところだなという形で調整していこうかと考えております。

あと、当然組織をつくるときには、運営する基本として、簡素で効率的な運営というのを掲げていかないといけないと思います。今回、政策部であるとか総務部と分けることも可能かと思えますけど、そうすると当然、職員の数も増えていくとか、やっぱり誇大化していく形になると思います。今限られた職員の中、限られた資源の中で、効率的で簡素な行政運営をしていくにはどういった形が必要なのかということを検討した結果、今回の案となっているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

各課、人間がおらんで本当に困っているところで、新たな組織をつくってそこに人間をまた充足する。震災のあったところにも2人ぐらい行っていますね、派遣されておるわけでしょう。それでなくても各課の皆さんは本当に大変ですよ。それをまた新たな組織をつくってできる、そういう余裕があるかなと思います。

方針や方向性は各部各課が、担当している部門が示すわけであって、政策総務部が方針や方向性を示せるのかどうか分かりません。さらに、政策の方針や方向性まで担当させる余裕があるのか、庁内協議を十分に行ったのか、総務部の職員の方々の意見を反映されているのか、職員からの反対の意見は出なかったのか、教えてください。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

組織の庁内調整ということ、各部長の中でどういう組織をつくっていくかというのを議論しております。組織をつくるときに、職員一人一人に対してこういう組織をつくっていくかというような、そういったプロセスはしないものかと考えております。当然、部長であるとか、課長、担当課が責任を持ってその組織、将来のためにどういうことが必要かという形で今回議論して形ができたものだと思います。

人員の話がありましたけど、今回この組織をつくることは、当然、職員がそんなにいない中で新しいのをつくったのでそこにいっぱい人が来るというよりも、既存の事業ですね、今やっている事業を見直しながら、最低限の中で組織の改正とか人員の見直しということを今ちょうどやっているところであります。何かこれをつくったからぼんと増えるとかということにはならないかと思っています。

先ほど派遣の話もありましたけど、当然こういった全国的に対応が必要なところには職員を――厳しい中だと思いますけど、今朝、2人の職員の帰庁報告を聞きましたけど、職員も向こうの状況というのはこっちでテレビとかニュースで聞いていた状況とは全然違ったと。本当に行ってよかったと。行ってよかったことを、市長のほうからも今後の防災対策に努めるようにというお話もありました。

そういった苦しい中でもありますが、職員は一人一人いろんなことに頑張っていて、必要があるかと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

職員一人一人の意見を聞かないから病気になったり辞めたりしているわけですね。部長たちは聞いているわけですね。川原部長、職員さんたちの意見を教えてください。

○議長（徳村博紀君）

川原総務部長。

○総務部長（川原逸生君）

今回の組織の見直しについて、職員の意見はどうだったかというふうなことでございます。

先ほど副市長のほうからもございましたように、総合計画を実現していくためには、やはり（「職員の意見を」と呼ぶ者あり）意見ですね、はい。この組織の見直しについては、組織の見直しの委員会を開催いたしております。その中で、各部長、担当課長等で協議をして今回の方針というふうにいたしております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

今、職員の意見を聞かないから病気になる職員がいるんじゃないかというお話があったと思います。

職員のメンタルヘルスというのは非常に今問題になっていると思います。当然そこに対しては、いろいろ職員は事情があったりとかすると思います。家庭の事情であるとか、体の状態とか、そこは非常に大事なことだと思いますので、この組織の話とは別に、職員のメンタルヘルスに対しては、当然、総務課のほうでいろいろ個人で面談をしたりとかして対応しているところです。

当然、中村議員がおっしゃるように、私たちも職員が一人一人元気で働く環境をつくっていく必要がありますので、これを聞かないからメンタルの病気になるとかじゃなくて、そこは別でしっかりと対応していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

私は一例を挙げただけで、別にそれだから病気になったと言っているわけじゃありません。それはただ一部分の話ですね。言われていることは分かりますけれども、まだ副市長も来られたばかりで、この一、二年で全体のこと把握はできんちゃんなかですか。

次に、佐賀県内の市町村に政策総務部が設置されているのか調査していただきました。設置している県内の市町村はありませんでした。県内で設置されていない政策総務部の部署名の提案者を教えてください。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

すみません、提案者。（「誰かが言わんば何もならないでしょう」と呼ぶ者あり）この話ですか。（「その政策総務部の」と呼ぶ者あり）分かりました。

ほかの市町の状況とかを見まして、当然、市長であるとか私たちの中で、総務部長を含めて、その中でこういった名前というのを提案しております。実際名前をどうしたほうがいいかというのは私が、最終的にはここで私は案を出していますが、最終的に決めたのは市長を含めて全体の中で決めております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

副市長の提案というか、出して、したということですね。

それでは、そのときの会議録があるはずですよ。それを提出してください。

○議長（徳村博紀君）

川原総務部長。

○総務部長（川原逸生君）

検討、協議、そして、結果に関しては議事録、会議録を作成いたしておりますので、後だって提出をいたします。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

それでは次に、改正の根拠について質問いたします。

改正の根拠は、地方自治法の内部組織、第158条の1項と2項で改正されると思います。

最初に1項の、「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。」と規定されております。

質問です。

条文では、「長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。」と定められております。

分掌の意味は、仕事や事務を幾つかに分類してその一つを受け持つこと、つまり簡素化さ

せることですね。分掌というと分けるということですね、掌が手ですから。一つ一つで分類して簡素化していきましょうということですね、していかなければならないのが第158条第1項ですね。

今回の内部組織の編成は、総務部と政策部を合体させ、事務を簡素化させるどころか、政策と総務を一つの部署にし、複雑な組織に編成する提案です。条文の編成要件である、その権限に属する事務を分掌させるために必要な内部組織を設けるの要件に該当しませんが、答弁をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

分掌させるの分掌というのはそれぞれ担当させるということになるかと思いますので、政策総務部の中でこの仕事を担当させるという形になりますので、そういった複雑にさせるということには当たらないかと考えております。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

ちょっと今の説明はよく分かりませんでしたから、もう一度お願いします。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今回の件は簡素化という意味合いじゃなくて、これは4つの部が今まであったのを、部はそのまま4つのままなんですね。それで、簡素化じゃなくて、より充実をしていくという視点の下に、今回この政策総務部という形をつくりました。

先ほどから話がありますように、それぞれの課で持って行ってそういうふうな仕事もしていく。ただ、今回、SDGsとか、ゼロカーボンとか、DXとか、そういう話を1年間やってみて、その結果として、やっぱりこれは総合的な政策課題があるということを我々は感じました。そういうことをもって、今回、これは総合的な話の中で、全庁的に上からとか、政策部のほうでしっかりと内容を精査してそれぞれの部と話をしていく、こういう形を取ったほうがよりスムーズにいくんじゃないかというような話をして、それぞれの部長、あるいは副市長と一緒に検討した結果でございます。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

この法律の解釈がおかしかとやなかですか。私、逐条解説を見とったばってん、この分掌

というとは簡素化させるということで、今の市長が言われたのと全然違うですよ。

川原部長、逐条解説を見ておって、この分掌というのは簡素化ということやなかですか。逐条解説に書きちゃったろう。

○議長（徳村博紀君）

川原総務部長。

○総務部長（川原逸生君）

地方自治法第158条、内部組織とあります。

議員、先ほど来おっしゃっておりますように、（「分掌のことを言っています」と呼ぶ者あり）分掌ですね。その第2項に、「内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。」というふうに書いてございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

市長の言われたのと全然解釈が違うやない。簡素化、もう一回言いますか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

事務の簡素化というのは、やっぱり今おっしゃったように、全部でやっていく、そういう事務をそれぞれの課で持っていく。

それと、簡素化と言われますけど、政策総務部ができたことで、簡素じゃなくて、その分掌というのは、今おっしゃった4つを5つに分けたりとか3つに減らしたりとか、そういうことの中では簡素化というのがどういうふうに進んでいくかということですけど、政策総務部という一つの部を名前を変えたことで、今、簡素化とおっしゃいましたけど、分かりやすく政策の内容を煮詰めて、それぞれの課と連携していくという形を取っておりますので、目的には合致していると思います。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

根拠の地方自治法に書いてあるのは、「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。」ですよ。事務を分掌ということとは、事務を簡素化させるために内部組織を設けることができると解釈できるわけですからね。今の話とは全然違うです。ちょっとそれは法律の解釈が違うんですね。

次に、この条文の2項ですね。「普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。」と定められとっですね。この規定については、普通地方公共団体の事務処理についての簡素化、効率化、能率化の原則に適合することが必要であると逐条解説に書いてあっですね。

新たな政策総務部一つに編成して組織を複雑化し、仕事内容が全く違う部署を、条文に示されているような事務処理の簡素化、効率化をどのように組織づくりをしていくのか、具体的に教えてください。

参考ですが、簡素化とは、事務をあるべき姿に変えること、効率化とは事務における無理、無駄、むらを排除して効率的に事務を遂行できるようにする取組となっております。

説明をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

法律の解釈という形なのかと思いますけれども、内部組織、地方自治法の第158条の長の直近下位ということなので、鹿島市の場合は部になりますけど、部を内部組織、この条例、法律に基づく内部組織は部のことになります。この部をつくるに当たっては、当然、事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものにならないといけない。

もともと、なぜ条例で直近下位の内部組織を設けるようになっているかということになりますけど、過去は、例えば、都道府県であつたら人口に応じて部は何個までだとか、市町村であつたら部は何だ、局は何だという名称がいろいろと義務づけが強かった、国の位置づけが強かったんですけど、改正になって、基本的に地方公共団体の自主的な判断によってその内部組織、いわゆる部であるとか課であるとか、いろんなものは自主的判断によって設けることができるようになっております。

ただ、その内部組織を長の判断で設けるとなると、鹿島市が今4つの部が5個であるとか6個であるとか、どんどん増えていったりとか、今回のようないろんな意見があるようなところがあったりするということなので、勝手にできないようにという、そこに議会の関与をさせるために今回のこの条例というのが設けられているかと思います。

当然そこで必要とあるのは、適正な部にするように、簡素かつ効率的な数というのが大きな問題になってくるのかと考えております。当然そこを増やせば、複雑になるところは、これは例えば、今4つにしていますけど、総務部と政策部というふうに増やしていけば、例えば、政策部長の仕事と総務部長の仕事というのはそれぞれ分かれていくのでやりやすいかと思いますが、それはやっぱり部が増えることにもなりますし、その分仕事が増える、複雑になっていくという形になります。

そういった意味で、これを4つに収めてうまく回していこうということが、この2項に基づく簡素で効率的な運営を目指すものになっているのかと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

それも無理のあるですね。それは政策調整室をつくれればよか話で、別に政策部をつくる必要も何もないと思います。

地方自治法第158条の2項の条文である「運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。」との定めを今いろいろ説明してもらいましたが、十分にこの改正理由では満たしていないと感じます。

同法の第158条第1項の分掌させるの簡素化ではなく複雑化する、2項の運営が簡素かつ効率的なものの十分な配慮も今聞いた感じではあまりなされていない。

前段で申し上げましたように、条例は鹿島市の法律です。この法律を定めるのが我々議会の議決です。

終わります。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

今の中村議員、議会の議員にそれぞれの解釈であるとか思いがあると思います。そういった捉え方をされているのかと思いますけど、私たちとしては、これは簡素で効率的な行政運営になると思って今回の提案をさせていただいているところです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま審議されている件でお尋ねをしますが、今詳しく中村議員のほうから質問がありまして、本当に勉強になりましたというか、いろんな問題が出てきて、私はお話を聞けば聞くほど、何で名前を変えんといかんかなという疑問が出ました。

特に、ここに見直しの効果として、速やかに統一した方針の共有、全庁横断的に連携した施策の展開が円滑に図られる云々と書いてありますが、私は今の状況だって総務部が中心になって全体をまとめながらやってこれたのではないかと思います。それができてこなかったというのはいろんな問題があると思いますが、私は今ずっと流れを見ていますと、やっぱり一番は、職員の人たちが少な過ぎるんじゃないかと思います。特に、管理者の皆さんを見

ていますと、以前からすると忙し過ぎますよね、仕事が多過ぎると思うんですよ。庁内の仕事もですけど、今国から下りてくる仕事もいろいろありますから、いろんな問題が出てきていると思います。

そういう中で、以前からすると、直接担当する職員の人たちの数があまりにも少な過ぎて、仕事が大変になってきているんじゃないかと思うんですよ。先ほど病気の云々がありましたね。副市長は御存じじゃないかと思いますが、私は20年以上前ですか、全職員の人に健康アンケートを取ったことあるんですよ。そのときはまだ職員の方は余裕がありました。それでも減っていましたがね。そのときの結果として出たのは、多くの職員の方たちは薬を片手に、そして、ストレスの多い職場だなというのが明らかになったんですよ。この中にもそのアンケートに答えた人もいらっしやると、まだ職員じゃなかったかも分かりませんがね。だから、今特にそういうのがひどいと思うんですよ。

だから、今の総務部の体制の中でも、ここに書いてあるような見直しの効果というんじゃないくて、そういうことを今までもやってこなくてはいけなかったけど、私は手が届かなかったという気持ちを持っていますよ。本当、上部の方の動きを見ていると大変ですよ。余裕ないと思いますよ。

だから、そういう面では、ここで名前を変えてわざわざする必要はない、総務部のままで、そして、その組織を充実させることで取り組んでいくことが私は今いいんじゃないかと思いますが、私の考えはおかしいでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

以前に比べて職員の働き方というのは、市民の方からいろんな声があったりとか、行政ニーズもいろいろ目まぐるしく変わっていく中で対応しないといけないので、職員も当然減っている状況なので、厳しい状況だと思っています。

そういった中で、いかにそこをDXであるとか、そういったものを入れて負担を軽減していくかというのも大事だと思います。それと併せて、メンタルヘルス対策というのが大事になってくると思います。当然、所属単位でラインケアとセルフケアという形でメンタルヘルス対策は必要になりますけど、そういったところにも、今も当然、総務課を中心に、産業医であるとか、そういった相談体制を充実してやっていきます。

一方、多分そのメンタルの分は、当然、市役所だけではなく、全国的、いろんな分野でもそういった話、メンタルの問題というのは大きくなってきているんじゃないかと思っています。その対策は当然しっかりやっていきます。

今回、名前を変えなくてもいいんじゃないかということになります。

先ほど中村議員の中でも少しお答えさせていただきましたけど、何かこの名前を変えるこ

とによって大きく人が変わったりとか、そうするところがあるというよりも、仕事のやり方というか、今、企画財政課のほうで総合計画とかそういった取りまとめをやっておりますけど、そういったところを少し意識を変えたりとか、職員一人一人がもっと自分から政策をしていく、言われたことをやるのではなく、いろんな課題を考えて解決するためにはどういうことが必要なのかということを、これからの鹿島市のためにはそういった意識も変わっていく必要があるんじゃないかと考えておりまして、そういった名称を変えてやっていくことも徐々に変えていきたいと考えておりまして、今回の見直しとなっているところです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

いろいろおっしゃっていますが、私はやっぱり全体的な職員の体制をもっと考えんといかんと思います。本当いつも言いますが、今、正職員じゃない人が多いですね。正職員の人たちは全体を見ながら本当大変な仕事をなさっている、そういうのを見てきておりますが、私はこういうことよりも、全体的な組織、人数の在り方とか、そういうのをもう一遍見直しながら進んでいただきたいと思います。答弁は要りません。

1つこれでお尋ねしますが、名称を変えるといろんな面で、印刷をし直さんといかんとかあるでしょう。封筒だとかいろんなのがたくさん。

それで、単純な質問ですが、名称を変えることでどれぐらいの財源が必要になるんですか。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

封筒であるとか、今まで総務部という形を政策総務部に変えるので、その変更というのは必要になってくるかと思います。

実はそれと併せて、毎年、課の名前とかも当然変わることもあるかと思います。それに応じて、職員が使っている名刺とか、そういった変更はありますけど、例えば、総務部と書いている封筒は、総務部の前に、例えば、政策と書いたゴム印を置いて、政策と打てば政策総務部というふうになるので、そこをわざわざ総務部と書いているのを使わないとかいうことじゃなくて、そこは有効にいろんなアイデアを出しながら考えていくことかと思います。

それと、先ほど松尾議員のほうから答弁は要りませんということでありましたが、組織、人事を運営していくため一番大事なのは、組織をどうするのかというのと、その人員配置というのは当然一番大きな話となってくるかと思います。人が多ければ多いほどそれは余裕がありますけど、当然限られた財源の中でやる必要があると思います。地方自治体というのは限られた財源の中で簡素で効率的な運営をしていく必要がありますので、そういった考えか

ら言うと、職員を増やせばいいことにはなりますけど、そうすると当然、市民サービスに回す分とか道路を造る分というのはなくなってきますので、そういったバランスを取りながら、人事の採用とか、そういうこともやっていっております。

こういった震災で派遣したりとかいろんなことがあってきますので、今回その採用についても、ただ辞めた人数だけ採るんじゃないくて、今から育休の職員とかも増えてきますので、できるだけ工夫しながら採用というのも少し増やしていくようなこともできないかということとは内部で今話し合っているところです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

最後にしますが、やっぱり何といても、人数を増やせばいいんじゃないくて、必要なだけしながら、みんなが安心して仕事をできる体制を取っていくのが本当に、特に市長の責任だと思いますよ。

皆さん大変だと思います。ここで大変な人、手を挙げろというぎ、いっぱいおんしゃっと思ふんですよ。そういうことは言いませんが、とにかく皆さんが安心して仕事をして、市民の人が安心できるようにすること。人数を増やせば金が要るけんとかいろんなことも言われますが、そういう問題じゃないと思いますので、どこに金を使っていくのか、どういう体制をつくり直してやっていくかということを十分にまた検討しながら取り組んでいただきたいということを申し上げて、終わります。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

職員のメンタルとか、そういうことについて気遣いをさせていただいていることには感謝申し上げます。

今言われたように、職員の人数とか、そういうのを——予算と言ったらいけないんですけど、やっぱりそれも関係してきます。

今話があったように、子育てとか、いろんな形で休まれる方もおられますので、そこも含めた上で、職員のメンタル、どういうふうな状況かというのをしっかり把握して、私たちが皆さんを見守っていかなければいけないというふうに思っております。私も時あるごとに各階に行って、今の状況とかどうですかというような話もいたしております。市役所全体的にいろんな仕事をしていますので、そのところはしっかりとやっていきたいと思ひます。

特に、子育てとか、教育とか、いろんな形で今から必要なお金も出てきます。そこの兼ね合いで職員の配置とか人員とか、いろんなことも考えていきたいというふうに思ひます。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今の答弁で、職員の子育てとかなんとかという言葉をおっしゃいましたが、そういうのを聞くと、子育てをしている人たちは本当心苦しいんですよ。そういうことがあるからいろいろせんといかんとおっしゃるのは分かりますが、そういう言葉は出さんほうがよかったと思います。職員の人が、私は休むのがどうかあるなど、職員はそういう気持ちになりますよ。だから、今のは言わなかったほうがよかったと思いますが、それだけじゃないと思いますので、全体的に考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

反対討論をいたします。

鹿島市議会は、鹿島市の法律を議決し、制定する重大な責務を市民の皆さんから負託されております。先ほども申しましたように、条例は非常に重要です。簡単に改正することはできません。

今回の総務部を政策総務部に編成する改正については、根拠法律である地方自治法第158条の1項の「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内容組織を設けることができる。」の要件である事務を分掌させるの分掌の意味である仕事や事務を簡素化するのではなく、総務と政策を合体させ政策総務部に編成することにより、仕事や事務を複雑化させる、要件を満たしていない。

また、同条の2項の編成に当たっては、簡素かつ効率的なものとなるように十分配慮しなければならないの規定も、答弁がいろいろありましたように、簡素かつ効率的なものとなるように十分配慮されていない。

以上、行政執行の基本法律である地方自治法の内部組織、第158条の1項、2項の根拠規則の要件を全く満たしていない。一番重要な要件である市民への行政サービスの向上を期待できない条例の改正です。また、地方自治法の法律に定めがある要件を満たしていない条例には賛成できません。

市民の皆さんから負託されている自治立法の重大な責務を鑑み、今回の条例改正に反対い

たします。

○議長（徳村博紀君）

ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。

議案第12号 鹿島市部設置条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立多数であります。よって、議案第12号は提案のとおり可決されました。

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第7 議案第13号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第7. 議案第13号 鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

それでは、議案第13号 鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は26ページから、議案説明資料は29ページからとなりますので、御用意をお願いいたします。

それでは、議案書の26ページをお願いします。

提案理由は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、医療費助成制度及び生活保護制度の運用に必要な情報をマイナンバーカードにより確認できるようにするため、この案を提出するものでございます。

改正内容等につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、議案説明資料の34ページをお願いいたします。

1の改正理由につきましては、先ほど提案で申したとおりでございます。

2、経緯です。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法等の一部を改正する法律により、本年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化され、俗に言うマイナ保険証が基本となります。

現在、医療費助成や生活保護の業務においては、健康保険証により受給資格等の情報を確認していますが、12月2日からマイナ保険証が基本となるため、マイナンバーカードでも受給資格等の情報を確認できるようにする必要があるとございます。市独自の事務においてマイナンバーカードの利用や特定個人情報の庁内連携を行うためには、条例で利用する事項を定めなければならないこととなっております。

次に、3、改正内容でございます。

改正内容は大きく2点ございます。

1点目は、(1)のマイナンバーの利用を行う事務及び特定個人情報の追加です。

先ほど申しましたマイナンバーを利用する独自の事務については条例で規定する必要があることから、マイナンバーを利用する必要がある事務について、(1)の表の真ん中の欄のとおり、下線を引いている子どもの医療費の助成に関する事務と困窮する外国人に対する保護に関する事務を追加しております。

また、利用する特定個人情報として、表の一番右側の欄の下線を引いている情報、医療保険に関する情報や障がいに関する情報、介護に関する情報などを追加しております。

35ページを御覧ください。

2点目の改正は、(2)条文の整理です。

マイナンバー法でマイナンバーの利用が認められている事務について、新たに情報連携する項目を追加する際の手続を迅速化するため、情報連携に関する規定が法から主務省令に変更されることに伴い、引用している条文を整理しております。

最後に、4、施行期日です。

(1)のマイナンバーを利用する事務及び特定個人情報の追加につきましては公布の日から、(2)条文の整理に伴うものは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が施行される日でございます。

説明資料の29ページから33ページは、条例の新旧対照表となっております。

マイナンバーを独自に利用する事務等についての追加、条文の整理を行っております。

説明は以上になります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

質問いたしますけれども、まず、マイナンバーカードについて質問なんですが、今の取得率、何%ぐらいですか。

○議長（徳村博紀君）

山崎市民課長。

○市民課長（山崎智香子君）

カードにつきまして、市民課のほうからお答えをさせていただきます。

1月末現在ですけれども、鹿島市の申請率が94.64%、交付率が86.39%となっております。以上です。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

今数字を言っていましたけれども、取得率が86%程度で、申請者が94%あるということなんですけれども、取得されていない方たちの健康保険証としてはどういう対策を取られるのか。12月になったら一体化されるわけですから、一体化された場合にマイナンバーカードを持っていない方たちの保険証がどうなっていくのかなという気がするんですが、そこらの対策はどうされますか。

○議長（徳村博紀君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

マイナンバーカードの保険証活用ということで、マイナンバーカードがない場合はどういうふうな取扱いを行うかということですが、これにつきましては資格者証の発行ということで、この資格者証は保険証と同じ能力を持つカードとなりますので、それを活用していただいて医療機関のほうを受診していただく、そういうふうに今の段階では国のほうから説明がっております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

その資格者証は12月以降も有効なんですか。いわゆる12月、あるとき期限が来ますよね。それ以降も有効かどうかです。

○議長（徳村博紀君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

この資格者証については、12月2日以降も活用できるというふうなことでございます。

これまでの保険証が12月1日までのということで使用ができないというふうな形になって、それ以降はマイナンバーカードをお持ちでない方はその資格者証を持って医療機関のほうを受診いただくというふうなことになります。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

資格者証で、いわゆる12月以降もそれで受診ができるということなんですね。

問題は、マイナンバーカードをまだ申請もされていない方たちが6%ぐらいいらっしゃるということなので、この方たちにマイナンバーカードを取得してもらう今からのやり方といいますか、それはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（徳村博紀君）

山崎市民課長。

○市民課長（山崎智香子君）

市民課からお答えをいたします。

今までなかなか申請ができなかった方たちが確かにいらっしゃると思います。実際、市内のある施設のほうとも、去年ぐらいからずっと保険証が今後どうなっていくかというところでお話をしたときに、市民課のほうで出張申請とかもしておりますので、実際、顔認証のマイナンバーカードがスタートしたら、それで少し話をしていきたいと思いますということで御相談をしていたところ、先日、まとめて25名の方にマイナンバーカードの申請をしていただいたという経緯がございます。そのほかにも、高齢の身内の方の相談とかいったのがあるときは、個別で相談をさせていただいています。できるだけ個人宅でも市民課のほうから出向いて、申請のほうにつなげていきたいというふうに思っております。

もし議員の皆さんも近所に、なかなかちょっと市役所まで行けないとか、取りたいけどどうしたらいいだろうとかいったお声を聞いたら、ぜひつなげていただいたら私どものほうで対応をさせていただきたいと思っています。そういったことで、なるべく個別に小さなところからでも対応をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

実はマイナンバーカードをお持ちでも、健康保険証とひもづけしていない方がいらっしゃると思うんです。私も大分初期に作りましたから、当然最初はひもづけが何もしていなかったのので、途中でひもづけしたんですよね。だから、今でもマイナンバーカードを持っているんだけど、保険証とひもづけしていないという方がいらっしゃるかどうか、そこら辺は

分かりますか。

○議長（徳村博紀君）

山崎市民課長。

○市民課長（山崎智香子君）

お答えをいたします。

最初の頃、マイナンバーカードを市民課で申請していただいた方には、保険証とひもづけまでされたら小さな丸のシールをつけて分かるようにしていたという経緯がございますけれども、今は交付のほうもこれだけ進んで、皆さんのほうにはその対応が、個人で申請される方も増えてきましたので、そこの把握というのができていない部分が確かにあるかと思います。

今後、保険証として使おうとしたときに、まだできていない方については市民課のほうにお問合せをいただいたら、そういった御案内をさせていただきたいと思っております。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第13号 鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立多数であります。よって、議案第13号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第16号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第8．議案第16号 鹿島市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山口商工観光課長。

○商工観光課長（山口 洋君）

それでは、議案第16号 鹿島市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は38、39ページ、議案説明資料は40ページから42ページでございます。

まず、議案書38ページをお願いいたします。

提案理由は、融資の申込手続を迅速化することにより中小企業の円滑な資金調達を支援するため、この案を提出するものでございます。

議案書39ページは、その改正内容でございます。

改正内容等につきましては、議案説明資料で御説明いたしますので、議案説明資料の41ページをお願いいたします。

まず、1、改正理由ですが、先ほども申し上げましたように、融資の申込手続を迅速化することにより中小企業の円滑な資金調達を支援するため、所要の改正を行うものです。

次に、2、背景ですが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、経済活動が活発化する中で中小企業の資金調達を支援するため、市融資制度の円滑化を図る必要があります。

中ほどの融資手続の流れの図を御覧ください。

現行は、中小企業が融資を受ける場合、商工会議所を通じて申込みを行うこととしておりますが、今回、金融機関へ直接申込みができるよう変更することにより、手続の短縮が可能となります。

3、改正内容ですが、2点ございます。

新旧対照表の40ページも併せて御覧ください。

まず1点目、先ほど申しました手続の迅速化のため、融資の申込先を市長から融資機関に変更いたします。該当条文は第7条、第8条になります。

42ページをお願いいたします。

2点目の返済期間の整理でございますが、この融資制度には設備資金、運転資金の2種類があり、その返済期間についてそれぞれ定めておりますが、併用した場合の規定がなかったため、今回の改正に合わせて明記するものでございます。該当条文は第6条になります。

次に、施行期日ですが、令和6年4月1日となります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありますか。4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

4番の中村です。よろしくお願いいたします。

市の融資制度がどのような制度があるのか、設備資金と運転資金でよかとですかね。融資制度はどのようなものがありますか。

○議長（徳村博紀君）

山口商工観光課長。

○商工観光課長（山口 洋君）

お答えをいたします。

今回の設備資金、運転資金の中身、内容ということでよろしいですか。（「いやいや、制度。この2つということ」と呼ぶ者あり）

今回提案していますとおり、設備を新たに何か導入したい、例えば、事業を行う上で運転資金が必要だというときにお借りされるその資金が2種類ございまして、それが設備資金、運転資金ということで2種類ございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

なぜ今まで円滑化というのが遅れたか、それを教えてください。

○議長（徳村博紀君）

山口商工観光課長。

○商工観光課長（山口 洋君）

お答えをいたします。

今回の円滑化の目的なんですけれども、コロナ禍においてはなかなかやっぱり事業もできていないということもあって、コロナ感染症が5類に移行した後、経済活動も活発化してきたということで、新たな設備投資、また事業運営に当たって必要な資金を支援していかなくちゃいけないということで、この制度自体は今までもあったんですが、そこの持続化を図っていこうと、事業者の支援をしていこうということで、今回、一部分、電子化という事業もありますけれども、金融機関から保証協会に申請手続をやる分を電子化という動きもあるんですけれども、そこと併せて手続を早めに行えるようにということで、窓口の変更を今回したいということでお願いするものでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

なぜそういうふうに遅れたんですかと聞きよっとですよ。もっと早くすればよかったわけでしょう。その理由を説明してください。

○議長（徳村博紀君）

山口商工観光課長。

○商工観光課長（山口 洋君）

先ほどの繰り返しになりますけれども、事業自体は当然今までどおりあったんですけれども、今回の電子化と併せてやっていこうと。やっぱりスピード化が求められますよということで、今回の申請になったということでございます。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

それでは、商工会議所への委託料ですよね。現行の委託料と改正後の委託料の金額を教えてください。

○議長（徳村博紀君）

山口商工観光課長。

○商工観光課長（山口 洋君）

現行の手続、窓口を商工会議所ということでお願いしております。その委託料につきましては、年額940千円ということで現行はなっております。来年度につきましては、まだ当初予算の予算確定前ですので、今、内容等について相手方と協議をさせていただいているところです。金額は未定です。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

市から商工会議所への補助金のあつですね。それは幾らですか。

○議長（徳村博紀君）

山口商工観光課長。

○商工観光課長（山口 洋君）

お答えいたします。

商工会議所に対する、いろんな事業がございますけれども、その補助金の全部の額ということでよろしいでしょうか。ちょっと今、すみません、手元に全ての額を持ってきていないんですが、例えば、空き店舗に対する支援を行っていただいたり、そのほか地域商業の活性化に向けた取組等々あって、今全ての額のトータルというのは、すみません、持っておりません。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

議長、それを調べてきてもらってよかですか。

○議長（徳村博紀君）

暫時休憩します。

午後 1 時 24 分 休憩

午後 1 時 28 分 再開

○議長（徳村博紀君）

再開いたします。

山口商工観光課長。

○商工観光課長（山口 洋君）

失礼いたしました。

それでは、商工会議所に補助金を幾ら出しているかということなんですけれども、補助金につきましては 2 本ございまして、商工業振興事業補助金といたしまして 1,600 千円、それともう一つ、地域商業活性化支援事業費補助金ということで 3,500 千円、合わせて 5,100 千円になります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

この 2 つの事業の実績を後で資料として提出してもらってよかですか。

○議長（徳村博紀君）

山口商工観光課長。

○商工観光課長（山口 洋君）

実績等をまとめたいと思います。後で提出いたします。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

結構相談業務のあついですよね。申込みとか経営相談、これはこの事業の中に入っとつとですかね。これも委託料というか、手数料の要るわけでしょう。申込みとか経営相談、これは無料ですか。

○議長（徳村博紀君）

山口商工観光課長。

○商工観光課長（山口 洋君）

先ほど御質問いただいたのは、事業者さんが、例えば、会議所に今回の融資金申込みに行って相談を受けた際に料金がかかるかという……（「これは委託料か何かあると」と呼ぶ

者あり）この相談というか、申込受付に対する事業者さんからの負担金とかはかかりませんが、うちが委託料として、先ほど申し上げた940千円がそれになります。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第16号 鹿島市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第16号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第17号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第9．議案第17号 鹿島市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。田代建設住宅課長。

○建設住宅課長（田代 章君）

議案第17号 鹿島市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は40ページ、議案説明資料は43ページからになります。

最初に、議案書40ページをお願いいたします。

提案理由ですが、道路等の占用料等に係る消費税及び地方消費税の取扱いを整理するため、この案を提出するものでございます。

41ページ以降は条例改正の内容となっております。御参照ください。

改正の内容につきましては、議案説明資料のほうで御説明をいたします。

資料46ページをお願いいたします。

今回の条例改正の経緯となりますが、道路、漁港、都市公園、法定外公共物など、市が管理する土地を占用する者からは、土地の貸付けに対する対価として占用料等を徴収いたして

おります。この占用料等について、占用期間が1か月未満の場合は消費税法の規定により消費税及び地方消費税の課税対象となり、占用期間が1か月以上の場合は非課税となります。このことについて、インボイス制度を適切に運用するため、占用の期間によって課税と非課税の区分ができるよう条例の規定を定めるものでございます。

以下に具体的な計算方法の例といたしまして、祭礼、縁日、その他の催しに際し、道路面積5平方メートルを占用する場合の例を掲載しております。

上の図は占用期間が2日間の例です。占用期間が1か月未満であることから消費税は課税となり、占用料の額に1.1を乗じた消費税込みの額を納めていただくこととなります。

また、下の図は占用期間が40日間の例となっています。占用期間が1か月以上となりますので、この場合は消費税は非課税となります。

次に、改正内容につきましては、(1)から(4)に記載の4条例について、占用期間が1か月未満の場合における占用料の算出方法に消費税及び地方消費税の合計額を加える規定を追加するものでございます。

改正の対象となる4条例は、1、鹿島市道路占用料徴収条例、2、鹿島市漁港管理条例、3、鹿島市都市公園条例、4、鹿島市法定外公共物管理条例でございます。また、2の鹿島市漁港管理条例につきましては、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の令和6年4月1日の施行に伴い、今回の改正に合わせて引用する条文を整理いたすものでございます。

条例の施行期日は公布の日となりますが、鹿島市漁港管理条例の条文の整理につきましては令和6年4月1日となります。

参考といたしまして、消費税法、消費税法施行令の抜粋を掲載いたしておりますので、御確認をいただきたいと思います。

43ページから45ページにつきましては、新旧対照表でございます。

4条例について、それぞれ消費税及び地方消費税に関する規定を追記いたしております。また、鹿島市漁港管理条例につきましては、第1条において引用条文を整理いたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第17号 鹿島市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

賛成多数であります。よって、議案第17号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議案第18号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第10. 議案第18号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。田代建設住宅課長。

○建設住宅課長（田代 章君）

議案第18号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案書は44ページ、議案説明資料は49ページからになります。

最初に、議案書44ページをお願いいたします。

提案理由ですが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

45ページにつきましては、条例改正の内容でございます。御参照をいただきたいと思っております。

詳細につきましては、議案説明資料にて御説明をいたします。

資料の50ページをお願いいたします。

初めに、改正理由です。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、経緯ですが、配偶者からの暴力事件が後を絶たないことから、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が一部改正され、保護命令制度の拡充、保護命令違反の厳罰化が講じられることとなります。これに伴い、改正前の法第10条に規定されている「保護命令」は、改正後、法第10条「接近禁止命令」及び法第10条の2「退去等命令」に区分されることとなるため、引用している条文を整理いたします。

次に、改正の内容ですが、特に居住の安定を図る必要がある者の条件として引用する条文に、「退去等命令」の根拠となる法第10条の2を追加いたします。

また、条例の施行期日は令和6年4月1日といたします。

参考といたしまして、保護命令制度の拡充の概要を掲載いたしておりますので、御確認をいただきたいと思います。

49ページに戻りますが、ここは新旧対照表となっております。

鹿島市営住宅管理条例別表第1につきまして、引用条文を整理いたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第18号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第18号は提案のとおり可決されました。

日程第11 議案第19号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第11. 議案第19号 鹿島市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

それでは、議案第19号 鹿島市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は46ページから、説明資料は51ページからでございます。

議案書の46ページを御覧ください。

今回の提案理由でございますが、一般用の給水に係る水道料金の改定等をするため、この案を提出するものでございます。

議案書の47ページから48ページがその改正内容でございます。

改正の内容につきましては、議案説明資料により御説明いたしますので、議案説明資料の

御準備をお願いいたします。

議案説明資料の53ページを御覧ください。

1、改正理由でございますが、安定した水道経営を行うため、一般用の給水に係る水道料金の改定等について、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、2、背景でございますが、水道事業は水道料金で経費を賄い経営を行う独立採算制を取ることを原則としておりますが、人口減少や節水機器の普及などにより使用水量が年々減少しており、今後も料金収入の減少が見込まれます。

また、昭和63年以降の事業拡張に伴い布設した管路の老朽化が進み、令和17年度には全管路の約半分が老朽管路となる見込みでございます。この老朽管路を集中して更新工事を行いますと多額の費用がかかり、水道の経営が急激に悪化することとなります。

このため、老朽管路の更新時期の平準化を図ることとしておりますが、現行の水道料金体系のままで更新を行いますと、令和9年度には支出が収入を上回り、利益がマイナスとなる見込みであり、事業費の不足で更新ができないことにより大規模な漏水事故や断水につながるおそれがあることから、料金の見直しが必要となってまいりました。

続きまして、3、改正内容でございますが、2点ございまして、まず、(1)水道料金の改定につきましては、料金改定では5年間は黒字が維持できますように一般用の給水に係る水道料金を一律15%引き上げるものでございます。

第26条第1号の専用給水装置及び共用給水装置の表中の料金で、まず基本料金について、使用水量5立方メートルまで、現行1千円を改定後1,150円に、現行との差額は150円の増。使用水量5立方メートルを超え10立方メートルまで、現行1,600円を改定後1,840円に、現行との差額は240円の増。超過料金についてですが、使用水量10立方メートルを超え25立方メートルまでの部分1立方メートルにつき、現行200円を改定後230円、現行との差額30円の増。使用水量25立方メートルを超える部分1立方メートルにつき、現行240円を改定後276円、現行との差額36円の増と改めるものでございます。

続きまして、54ページを御覧ください。

(2)条文の整理についてでございます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により水道法が改正され、令和6年4月1日から水道整備・管理行政は機能強化に伴い所管が厚生労働大臣から国土交通大臣へ移管されるため、引用しております第3条第1項第2号及び第36条第2項の条文中の「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるものでございます。

続きまして、4、施行期日でございます。

(1)水道料金の改定につきましては令和6年7月1日、(2)水道整備・管理行政の移管に伴う条文の整理につきましては令和6年4月1日を予定しております。

参考といたしまして、水道料金の現行と改定後の比較表を記載しております。

例えば、一般的に3人から4人家族で二月に40立方メートル使用された場合は、現行料金と比較いたしまして2か月で1,188円の増額となります。

次に、水道料金改定に至る主な経緯でございます。

平成12年7月に、前回、水道料金の改定を行っております。その後、令和3年2月に鹿島市水道事業中長期財政計画を策定し、この中で令和6年度をめどに料金改定の検討を行っていくこととしておりました。本年度、令和5年7月から9月にかけて、計4回、水道事業審議会を開催いたし、料金改定について御審議をいただき、答申をいただいております。そして、11月1日より30日までの間、水道料金改定（案）に関する意見募集、パブリックコメントを実施しております。この中で、合わせて鹿島市で水道量を多く使われていらっしゃる大口使用者、約31社へアンケートという形で意見の聴取もしております。令和6年1月末より、料金改定（案）に関する説明の文書を給水区域の各戸に配付させていただいております。そして、2月16日、エイブルにて料金改定についての説明会を行っております。

なお、議案説明資料51ページから52ページには、ただいま御説明いたしました条文の新旧対照表を記載しております。御確認をお願いいたします。

続きまして、議案書へお戻りいただき、議案書の49ページ（87ページで訂正）を御覧ください。

附則の2及び3、経過措置でございます。

現在、水道料金は使用者を偶数月、奇数月に分けて、2か月に1度、料金をいただいております。改定後の水道料金の適用時期につきまして、改定後の新料金は令和6年7月使用分から算定することとしております。

そこで、附則の2になりますが、奇数月請求で令和6年第2期分の7月徴収に係る水道料金は5月、6月使用分になりますので、現行の料金で徴収することとしております。

附則3、偶数月請求、令和6年第3期分の8月徴収に係る水道料金は6月、7月使用分になりますので、6月使用分は現行の料金で算定することとなりますが、2か月に1度、検針をしておりますので、厳密に6月分の使用料を算定することができません。このため、6月分と7月分の2か月使用した分を現行料金で算定した額と改定後の料金で算定した額とを合計し、2分の1することとしております。

以上で御説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ここで10分程度休憩をいたします。14時5分から再開いたします。

午後1時53分 休憩

午後2時5分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

執行部より訂正の申出がっておりますので、これを許します。中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

すみません。議案書説明の際に附則の説明の際、議案書49ページと御案内いたしましたが、正しくは48ページ記載の附則でございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（徳村博紀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

今回、水道料金を本年7月から一律15%引き上げることですけれども、引き上げる理由として、人口減少、それと、節水機器の普及で給水量が減ったということなんですけれども、当然人口減少というのは早くから分かっていたことなんです。節水機の普及で市民の方は非常に節水してきた中で節水努力されて、ここ数年、コロナと、あるいは物価高で非常に苦しんでおられるわけですが、こういった中で値上げは非常に我々議員としても市民の皆さんに対してどう説明していいか分からないわけです。

先ほど説明がありました、老朽管は耐用年数を超えて、この更新に多額の費用を要するということなんですけれども、令和17年度には全管路の約半分は老朽管になるということなんですけれども、17年度までの老朽管の更新に大体どのぐらいの延長と経費がかかるものか、まず、そこら辺をお尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

今後増えていく老朽管路に関しての御質問でございますが、まず、現在の鹿島市の水道管の埋設延長が約220キロ程度ございます。この管路のうち約半分、110キロ以上が老朽化に令和17年度の時点で到達する予定です。これはあくまで管の布設更新をスピードアップとかをしなかった場合の想定でございます。概算でございますが、その半分の管路の更新には約80億円程度は必要という算定をしておるところです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

老朽管の更新が大体200キロぐらいの総延長の中で100キロちょっとですね、約80億円以上の金額を要するということなんですけれども、これまでも水道事業の毎年度の決算審査特別委員会の報告の中でも、当然老朽管の布設替については見込まれてきて、毎年1,000メートルずつは布設替をやるということでやってこられたと思うんですけれども、ここ10年間、この老朽管の布設替というのは計画どおりやってこられたのかどうか、その辺分かればお願い

します。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

鹿島市の総合計画にも水道管の更新目標としまして1キロということで目標を掲げさせていただいております。この更新に関して1キロの到達が10年間でいえばほぼ到達ができていない状況でございます。更新予算を過去50,000千円を上限という形で更新をしていく中で、新規の事業とか他事業、県とか道路の工事で予算を使ってしまうと、その分が更新に充てられないといった事情も多々ございまして、なかなか達成が難しかったというのが過去の経緯でございます。

ただ、昨年、おとし、ここ2年程度はこの事業費を増量することができましたので、ほぼ1キロは何とかなっているというところではございますが、ただ、この更新量1キロを考えると、220キロメートルに対すると、ほぼ1%にも満たないという状況でございますので、なかなか更新が進んでいなかったという事実がございます。

ただ、今現時点での老朽化率というのが7%とかなり低い状況でございますので、その中で漏水の事故を防止する、そういったところでの更新を主として進めてきておりましたので、今現時点までは大きな問題とまではいっていなかったのが現状でございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

決算のたびにそこら辺は我々も注意をしてきたんですけれども、いろんな大型受水槽の設置とか、そういったやつで多額な経費をやってきたと。

それから、私も一番懸念していたのは、ダムを造ったときの水利権取得のために約30億円で取得した、そのことによって、上水道に全然水を使わないまま、耐用年数50年でいきますと、毎年30,000千円以上の負担、無駄な金を投資せざるを得なかった、そこら辺が非常にこういった給水管の布設替等にも影響が来ているんだろうと思うんです。

ただ、前回の料金改定から相当年数がたっておるから、本当はここら辺で、途中でそこら辺の見直しの検討が必要であるにもかかわらず、昨年の下水道料金の見直しと同様に、ここまで放置されたというのは行政の責任ではなかろうかと思うんです。

約200キロを令和17年度までに更新するとすると、大体単年度で毎年10キロ近くの更新をやらなくちゃならない。それで投資経費も総額約80億円といいますから、11年で割ると、年間7億円程度ですね。当然、今の水道料金の中で賄うということはできないわけですけど、これを今までの耐用年数の見直しとか経費の節減等やって、いわゆる事業の平準化をして

やらなければならないわけですが、今回の料金の改定でどのくらいの平準化ができるのかですね、毎年、更新替えと、また、工事費をどのくらい見込んでおられるのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

まず、前回の水道料金改定が平成12年、約20年以上前になっております。それよりちょっと前、昭和63年ぐらいにダム建設及び大木庭浄水場関係の、いわゆる鹿島市水道事業という6次拡張事業というのに取り組んでおります。ここの工事費のほとんどが企業債という借金になっておりまして、この返済額がかなり大きかったもので、経営自体を安定するために工事費を抑えてきたという経緯で、その更新量自体が1キロを限度としてしかなかつたという経緯がございます。

ただ、この昭和63年に工事をいたしましたので、法的に水道管の耐用年数と定められておりますのが大体40年ありますが、変えた分だけ40年間は新しいまま使えるということで工事を新たに進めする必要がなかったというも裏にありましたので、更新量自体は抑えることができたという経緯で、今まで工事費を抑え、その分、起債の返済等に注視することで形を何とか安定して料金を一定に保つよう努力をしてきた次第でございます。

ただ、昨今、人件費、材料、あと、電気代等、こういったところの上昇に対して、収入ということで人口の減少に伴う収入が年々落ちてきているというところが今回料金改定をお願いする1点と、あと、先ほど申しました40年の限度というのが大体10年後の令和17年ぐらいにピークが来始めますので、それに向かって今後管路を更新せんといかんというのが見えてまいりました。最初に申しましたとおり、工事費が80億円という莫大な額になってまいりますが、なるべく今ある管を使える、実証からいくと40年と決められておりますが、これが60年とか80年を目標として使えるような考えにもなってきましたので、そういった考えを取り入れて、管路を一気に変えるんじゃなくて、なるべく先に延ばすような形で平準化、工事費を抑えられないかということで試算しております。その結果、大体この耐用年数で試算しましたら年間4億円以上はかかってくるころですが、平準化というシミュレーションをした結果、今のところ最低340,000千円の年間の投資が必要だという試算になっております。

今年度の更新費用が、さっきの借金というのが平成28年をピークに1億円程度返す負担が落ちましたので、1億円の投資で今更新をしておりますが、それでもあと2億円以上必要になって、どうしても足りないというところが出てまいりましたので、今回、その先の老朽管、いわゆる事故防止のために、古くなったらやはり漏水とか、そういった事故が発生してまいりますので、そういった事故防止のためにも更新を行うため、足りない額の水道料金をお願いしたいということで提案をさせていただいておる次第でございます。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

平準化して約3億円程度で、今までの投資額の借入金の返済が減ったことで1億円ぐらいは財源にできる、あと2億円ぐらいを料金改定で何とかやりたい、そういっためどでやりたいということ。この設備更新は避けて通れないわけですから、ある程度料金改定の必要性は分かります。

しかしながら、市民の皆さんは今回の料金で、先ほど説明された標準家庭の三、四人家族で2か月で1,188円ということですから、一月あたりに換算しますと594円の値上がりですね。そう感じないわけですけど、この物価高の中では非常に大変だろうと思います。

しかし、この水道料金の利用者について、大口の利用者の方が約4割と聞いております。中には、15%の改定で一月に2,000千円の増額になるというようなお話も聞いてびっくりいたしておるわけですが、こういった大口利用者の利用で一般家庭の水道料金をこれまで長年、20年以上料金改定が進まなくて済んだというような状況ですけれども、この大口利用者に対しての軽減策的なものは今回の改定には、一律改定となっていますけど、そこら辺の配慮はできなかったのか、これまでの検討過程でそういった意見は出てこなかったのか、その辺をちょっとお尋ねします。また、今後の検討、予定とか、そういったものについて併せて回答をお願いしたいんですけれども。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

鹿島市の水道料金の徴収の方々にはいろんな方がございまして、基本料金という、使う水量を少なく使っていらっしゃる方から、子育て世代の中堅のところでも多く水を使っている方、それと、今、議員のほうからおっしゃった事業者、水を多く使っていただく方、事業者等がございます。

水道事業審議会というのを今年度開催させていただいた中で、委員さんの中にそういった大口使用の方も入っていただいて、今おっしゃるような料金の検討ということで提案がございました。

特に分析しますと、約80トン以上使われる水道の大口使用者という方が全体的に8.4%いらっしゃいますが、この方がほぼ水道料金の36%を収入としていただいているような方になってまいります。（発言する者あり）80トン以上の方は4.8%で、その方々が36%の収入の割合になっておりますが、料金の改定に関して、やはり大口使用の方が使用を止められると、その分収入が減るということで、そういった御意見もございましたが、そしたら、実際この方々の負担をどなたがするのかというところの中では、先ほど申した、なかなか水が使

えない方もいらっしゃる、子育てで大変な中に水を使わんといかん方もございまして、いろいろ検討する中で、今回は皆さんに一律15%をお願いしていくということで意見がまとまったところで、その案を提案させていただいております。

ただ、今後の展開といたしましては、全国的な傾向といたしまして、そういった大口利用の方への料金の設定とか、逆に少ないところ、個別とか、そういったところもいろいろありますので、今回の水道料金の改定においては経営を5年間安定するということでお出ししておるところでございますので、審議会でも5年置きぐらいに料金自体は見直して適正に行っていくべきだという御意見を受けておりますので、見直しの間にそういったいろんな条件等の研究、検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

それでは最後に、水道事業は一般会計から独立した特別会計で、いわゆる公営企業で運営されております。したがって、原則として受益者負担で料金収入を賄うということになっておりますけれども、独立採算制、そういった意味で、今回のような非常に公共投資的なあれに対して、国、あるいは県等からの補助制度は本当はないのかどうかですね。なければ、どこの市町でも一緒なんです、そういったやつに対する国に対する働きかけというのはこれまでやったことがあられるのか、また、今後の予定と併せてお尋ねしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

お答えします。

まず、経営に関する補助に関しては、国とか県からの補助はございません。あくまでその事業体での独立採算という形での経営になっております。

ただ、工事に対する補助は国の補助がございしますが、ただ、すみません、鹿島市における補助条件に該当する補助がないため、なかなかその採択が受けられないという状況で、全て独自の予算で行っておるところでございます。

ただ、今まで国に対する補助の申出というのは、日本水道協会とか、そういったところを通じて幾らか県全体でも申出はさせていただいておるところでございますが、今回新たに市長会のほうからそういった補助をぜひお願いしたいということで申出をしていただくように、今進めさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

まず、今回15%の料金値上げですね。このこと自体で、やっぱり市民の皆さん自体も、私もそうですが、これでいいのかなということですが、今御存じのようにコロナその他の影響で物価も非常に上がってきて、そして、皆さんの暮らしも大変な状況の中で、全国的にはそういう中で必要な水道料金だとか電気料金の引下げとか、そういう動きのある自治体もあるわけですよ。そういう中で今回15%の値上げ。それも、今ここでどうしても赤字だからというんじゃないくて、今のところは黒字だということですが、先ほどから出ていますように、老朽管の問題がありますので、こういうことで先々財政が大変になったらということで、こういう形になったと思いますかね。

さっきから出ていますが、水道料金は独立採算制ということで、全て水道料金で賄うという形だと思いますが、水道料の給配水、そういう経営に関してはもちろん水道料金でいいと私は思いますが、このような管だとか、いろんな施設設備、この問題について、全てを受益者に負担させるということはおかしいんじゃないかと。特にこういう水の問題なんかは市民の暮らしに直結することですから、その保障は市がしなくちゃいけないわけですからね。だから、そういう施設整備などに関しては市が責任を持つべきだと私は考えますが、独立採算制の性格もあるかも分かりませんが、その辺についてどうお考えか、市長のお考えをお聞きます。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

この水道料金改定の案を皆さん方にお諮りしているんですが、今まで私も議会のほうで質問する立場で年間の管路の更新という形でやってきたんですが、今おっしゃったように、市民生活に直結する部分であります。ただ、今の状況が続けた場合に、その先に必ずこういうふうな料金値上げ等があるということで、市のほうの負担もある程度は負うていかなければいけないと思います。

ただ、さっき質問の答弁でありましたけど、今度、石川県の能登半島で地震があつて、やっぱりこういう管路が損傷した場合には長期にわたって断水をするということですので、今回、市長会で取りまとめて国のほうに要望する要項の中に、こういう施設整備については一定程度国のほうでも見てもらうようなことでお願いできませんか、ぜひお願いしたいという項目を今回上げさせていただいております。

そういうことで、やはり今のままでは大変ですので、国にもある一定程度そういうふうな支援をできないかという形の提案、これは鹿島市のほうから今度上げるようにしていますが、これを県の市長会、それから、九州市長会、全国市長会のほうに提言をつなげていきたいと

いうふうに思います。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

老朽管の問題は、鹿島市だけでなく、あらゆる自治体でそういう事態があると思いますよね。だから、私もこれまでもこういうのこそ県とか国が直接それなりの対応をするように要求を出すべきだと思ってきましたし、いろんな機会ですういうことも言ってきております。

私は県にだってお願いしたいと思うんですよね。例えば、今回、県に肥前鹿島駅前の開発はどれだけお金がかかりますかと聞いたら、県のほうは分かりませんとおっしゃったんですよね。どれくらいか分かりませんが、そういう予算は出るわけですからね。今私たち鹿島に大事なものは、それも大事かも分かりませんが、例えば、そういう直接生活に関わる、市民が本当にこれからどうなるだろうかという問題に対して、私たちは県に積極的に、駅前も大事かも分かりませんが、私はそういうことでお願いをしていくことも大事じゃないかなという感じを持っています。

そういうことで、今、市長が市長会で要求を出すということをおっしゃいましたので、私もぜひ具体的に市長会だけじゃなくて、市が独自ででもやるとか、議会自体も国に要求するとか、そういうこともやっていかなくてはいけないと思いますが、ぜひお願いをしていきたいと思っています。

それから、料金の問題ですね。私は特にこれまでも水道料金に関しては、低所得者の人たち、特に独り暮らしとか高齢者の人たちの負担割合が大きいということですからずっと要求をしてきたと思います。それで、その区分の仕方にしてももっと分けて、そして、少なくするようというように言ってきましたが、そういうことは全く今回も含まれておりませんし、この問題についてはどのようにお考えになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

水道料金の基本料金の10トンまでをさらに細かく、とにかく1トンとか2トン使っている方もいらっしゃるので、そういったところの配慮をということで委員会とかで御提示していただいた結果、検討をしておるところはございます。

ただ、まず、今回の基本料金に関して、基本料金というのは通常、県内大体10トンまでとなっておりますが、平成5年の料金改定の際に、さらにそれを5トンまでという形で、議員のおっしゃる水を少なく使っている方への配慮という形で、その当時、料金改正を行った経緯がございます。その後、前回の平成12年の際には、その5トンまでの水道料金の引上げというのは行っておりません。今回も、前回の引上げを行っていないということで審議会のほ

うにもお諮りして、せめてその料金改定は現行のままいくかどうかということもお諮りしたところでございます。この中では、前回の料金改定を含めると、普通に使っていられる方との差額がかなり乖離してくる懸念があるということで、皆さん一律15%をお願いしたいという結論となりましたので、まず、料金改定においては一律15%。

それと、議員から申出がっております1立方メートルに当たって、1トン、2トン、3トンと使った量に対しての細分化という問題に関して検討する中で、例えば、今基本料金は最低2か月で10トン2千円でございます。これを1トン200円ベースで細分化して、もし御負担していただく料金改定をした際には、約16,000千円程度収入が減ってまいります。この負担を今後どなたかに絶対お頂きせんと経営が成り立っていないというところで、細分化に関してはうちのほうとしてはなかなか進み切れていないという経緯で、検討はしておりますが、そういった収入の減に対しての案というところはできないところで、御要望に応え切れていないという経緯でございます。

ただ、先ほども大口使用というのもございましたが、こういった料金改定自体には全体的なバランスを今後検討していく必要はあると思いますので、継続して、5年後にはまた料金の見直し、その間にはまたそういった料金体系についても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

先ほどありましたが、2か月で千幾らの上昇ということですが、そういうのがやっぱり大変なんですよね。その後の対応、減額とかお考えいただきたいと思います、その辺はぜひお願いをしておきたいと思います。

もう一点だけ、これはどうかと思います、私はいつも言ってきたんですが、鹿島は工業団地がありますが、上水道を使っていない大きな工場もありますよね。そういうので何らかの水のあれが取れないかというのを何度も言ったんですが、それはできないということを前の市長からおっしゃったんですね。水がきれいだからということで来てもらっているところもありますからね。

しかし、こういう状況になったら、お互いに何らかの方法でそういう皆さんにも協力できるようなことはできないのかなという気が私はするんですよね。やっぱり今まで言われてきたような状況で全く駄目なんではないかな。鹿島の企業で、よそからいらした方で、上水道でなくて井戸を掘って使っている人たちが大体何社ぐらいいらっしゃるんですかね。分かりますか。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

市内で井戸を使われている事業者さんの数字というのは、届出関係がないので、正確な数字は把握できておらないのが現状でございます。

それと、先ほども御質問とかお話があった中での地下水、井戸に対しての料金の加算というのは、民法上、あくまで地下水、井戸は個人の財産という形になっていますので、それに対して第三者が請求するというのはなかなか難しいということで、いろいろ調べたところ、料金に対しては賦課するのが難しい状況でございます。ただ、地下水の低下とか自然環境を守るという意味合いでの賦課をされている団体はございますが、あくまで水道料の一部として地下水にも御協力をというのは現状難しい、あっていない状況でございました。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

大変な問題と思いますがね。いよいよ行き詰まったときは何とかして、どこからかその財源を持ってこんといかんというのがあってと思いますが、本当にそういう大変なのは分かりますが、いろいろは申しませんが、やっぱり今の状況の中で15%の値上げということ、これはどうしても許すことができない問題だと私は思います。もちろん市民の皆さんからもそういう声は出ています。ここでいよいよ今赤字でどうしようもないというときと違うわけですからね。

ですから、老朽管をきれいにせんといかんというのも分かりますし、これはずっと昔から言われてきて、どうしているか、どうしているかと議会でも出てきた問題ですが、それがなかなか解決できる状態でないまま来ていると思いますので、その辺については、先ほどおっしゃった国に対する要求を強くして、市長、国から補助金をどうしてももらってきてください。それしか今のところ逃げ道はないんじゃないかと思いますが、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

そして、独立採算制といえども、給水、配水、そういう運営はみんなでやっていくことになりますが、そのほかについてはやっぱり行政が責任を持つという立場を貫けるような方法私は取っていただきたいと思います。

以上で終わりにしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

私も何点か質問させていただきます。

今、担当の課長のほうからるる説明をいただいております。その前にも議員に対しては全員協議会の場で説明を受けて、今の鹿島市の水道事業における厳しさというのは理解できます。それはできますが、どう考えても、今の時期、時期もそうですし、この15%という値上げ、これは私の地区の浜の方にもお聞きをしました、また、商店街の飲食業の方にもお聞きをしました、これは皆さん反対です。

おっしゃるとおりに、水道料金は受益者負担が原則です。地方公営企業法に、経営に必要な費用を経営によって得られる収入で賄わなければならないと書いてあります。それも理解できます。しかし、先ほど松尾征子議員がおっしゃったように、使った分を払うというのは分かります。しかし、その設備をする、それは市民サービスの一環であり、それを全て収入から賄わなければならないというところが私は理解できない。

今、全国的にこの水道事業というのは、必要な費用と利用者数のバランスが崩れていって、人口減少によって給水人口が減る、それが顕著になってきてどうしようもなくなってきている。

私もこの議案が提出をされるということで様々な資料を調べてみました。全国的には、もちろん北海道から九州・沖縄まで、ここ数年で値上げしたところは相当な数です。ただ、15%の値上げを決定するまでの本市のやり方に問題があるんじゃないかなと私は思っています。

この資料にも書いてありますが、令和5年7月14日、第1回の水道事業審議会で水道料金見直しについても審議会へ諮問をされています。その後、7月26日、8月10日、第2回、第3回の審議会では改正案について協議、そして、9月19日、水道料金改定について答申がされている、2か月の間にこういうふうになっている。もっと議論をするべきじゃないでしょうか。

一つの例を挙げさせていただきます。

まず、消費者物価上昇率、2023年、2.8%、2024年、2.1%、2025年、予測として1.5%というのが今出ております。これから比べて、この水道料金がどれだけ高くなるのか。それと同じように、実質のGDP、2023年、1.2%、2024年、1%、2025年、1.1%の予測。このくらいしか上がらないんですよ。

御承知のとおり、物価の高騰、原材料の高騰であったり、光熱費の高騰、そして、それに加えて、昨年、人件費も佐賀県は上がりました。そこまでやるには飲食店の方たちは人を減らさないといけないとおっしゃっているんですよ。

これはどう考えてもやはり市民の意見を聞かなければならないと私は思っていますので、賛成はできないんですが、その辺り、このくらいの審議会では答申をする、そして、パブリックコメントをやったら、形式のみのパブリックコメント、これについて、じゃ、反対意見が出たのに対してどういうふうな検討がなされたのか、それも分からない。担当課として、

今日の議案審議に上程するまでどういうふうな考えでこれを出されたんですか。これを出さないと、令和9年には赤字に陥る、だから、今のうちにこれを出そうということで出したんですか。令和9年まであと二、三年、何かしら策があるんじゃないですか。それについてどうですか。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

通常、水道料金とかの改正の際には、赤字になる予測が出て、この結果、経営を回復するために何%必要か、議員のおっしゃるとおり、そういった中では上昇率とかといったところの物価上昇率関係が大きく反映してくるかと思います。

ただ、まず、今回の料金改定の大きな目的の一つとしまして、水道管の更新費用の確保というところに主眼を置いておりましたので、それを行うためには今の現状どう頑張っても収入に対してはるかに高い2億円以上の出費を——すみません、布設している工事費が1億円を確保しておるんですが、それ以上、2億円以上、3.4億円程度は突っ込んで工事を行わないと更新がスムーズに進まないという前提が一つありましたので、料金算定のほうとしましてはそちらの更新費用の確保というのに主眼を置いております。

もう一つが、今、議員のほうに御説明している内容としましては、令和9年度には赤字になりますと。ですのでという御説明の中では、令和9年度になった時点では約30%以上の料金改定が必要と算定しております。その時点で30%必要ですからというのもあまりにも御負担が大き過ぎるところで、前倒しという形での料金改定の時期を6年と設定させていただいております。

もう一点が、10年から老朽化が急激に進んでまいります。ということは、10年ぐらいまで工事の更新料に対してある程度余裕がある。この中に、今回新聞にも出ましたが、耐震化がかなり低いというところもありますので、そういった重要な幹線を、耐用年数はまだ来っていないんですが、前倒しして工事することで、今後、安全性を確保していきたいというところも、そういう要素で、今、30%をどのくらい前倒しすることによって上げ率を抑え切れるのかという中で、審議会の中で改定率に関しても審議をいただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

今聞いていて、弁解というか、そういうふうにはしか聞こえないですね。

もちろん、コロナ禍の中でいろいろ布設替工事が遅れたりとか、いろいろあったかも分かりません。しかし、基本的に年間1キロの布設替を行っていくという目標に対して、全くそ

れが達成されていなかったこと、そういうふうなのを考えると、やはりこの鹿島市の水道事業としての取組方に問題があるんじゃないかなと私は思います。

全国の自治体を調べてみますと、民間事業者との連携によりコスト削減を実施されている取組が多くあります。2021年までに全国で3,700件が民間と連携を取り、そして、上下水道事業団というふうなものをつくっています。

この審議会の中でこういう話は全く出てこなかったのか、そこが私は疑問です。前向きに考えて、今のままでやっていくんじゃなくて、新しい手法を取り入れるという議論はあったんですか。それについてお答えください。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

審議会の議論の中に、議員がおっしゃる民間活用に関しては今回議論としては市のほうから上げさせていただいておりません。ただ、水道行政の中で、おっしゃるように、民間活用、それと、広域化、この2点に関しては先々の課題としては検討していく内容と考えております。

ただ、民間活用に関しては、条件等いろいろ精査する中では鹿島市の経営状況ではなかなか難しいという判断をせざるを得ないところでございますので、あと、国、県からの指導も含めまして、広域化の中で事務的な統合、そういったところでの経費削減、そういったのはできないかということで、そちらのほうは今検討の一つと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

4回行われた審議会で、一番最初に行政のほうが価格改定についての諮問をしているわけですよ。それを基に審議会が行われているわけですよ。そうじゃないでしょう。その前に、この厳しい世の中、今様々な物価高騰の中で、どうやって回避するか、それをまず考えて、それでも難しいということで値上げに踏み切る、それが普通じゃないですか。私はやり方が間違っていたと思います。ですから、この案には反対をいたしますが、多分ケーブルテレビを聞かれている方は同じような考えの方が多くいらっしゃると思います。

（現物を示す） こういうふうな水道使用料のお知らせというのが届きますよね。今年の1月、2月分、これは私のところですよ。使用水道料70立方メートル、水道料金15,400円、下水道料金10,670円、消費税まで入れて26千円。15%上がってきたら、これが多分30千円に次はなるでしょう。私のところでこのくらい。下水道を利用しているところとか、市内の飲食店とか水を使うところ、鮮魚店もそうでしょう。どれだけの水道料金がかかってくるか。ます

ます厳しくなりますよ。これが結局は市民税であつたり、税務課のそういうふうな徴収にも影響が出てくるかも分からない。何かのしわ寄せは必ずどこかで来るんですよ、出てくるんですよ。このお金が天から降ってくるわけじゃないから。だから、そこの辺りも考えていただいて、今後、様々なこういうふうな料金の改定であつたりとかを考えるときには、もう二重、三重の案を考えていって、そして、それをあなたたち行政は提示をする。そうしないと、ただ単に厳しくなりましたから値上げをしてくださいでは今の世の中は通らないですよ。それを肝に銘じてこれから業務に当たってください。

以上で終わります。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

何点か質問いたします。

今回、水道事業の値上げの給水条例の一部を改正する条例の件なんですけど、まず初めに、2月6日に佐賀新聞の一面で報道がありましたが、県内の水道管の耐震化のニュースでありました。鹿島市はその耐震化について、2.2%の耐震化しか進んでいないという数字でした。また、佐賀県は全国的に見ても、その耐震化の率がワースト5位ということで報道がなされておりました。

改めて、その件に関して水道管の老朽化の状況と、今その老朽管の漏水が年間どれだけあっているのかというのをお尋ねします。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

お答えいたします。

まず、今度の佐賀新聞の記事で2.2%という数字が出ております。市民の方にはいろいろ御心配等をおかけするようなことになっておりますが、申し訳ございませんでした。ただ、この数字というのが2年前の決算値の集計をした結果を今回公表されておまして、今年度耐震化の達成率は18%となっております。数字的にはまだまだ低い数字ではございますが、ある程度伸びているという状況でございます。

あと、老朽管の老朽化率に関してでございますが、4年度末の決算値でございますが、40年間の耐用年数を過ぎている管路は220キロのうち全体の7.7%と、低いほうの数値だと認識しております。

ただ、老朽化ばかりでなく、漏水というのはいろいろな条件で発生しておまして、令和4年度の数字でございますが、水道の本管の漏水・破裂が15件、それと、個人さんの引込みである給水管に関しては165件発生しております。今年度に関しては、本管が13件、給水管

が131件、現時点で発生しておるところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

8 番中村一堯議員。

○8 番（中村一堯君）

先ほど御答弁いただきました。これまでもお話がありましたように、これまで鹿島市は配水地の設備とかにかなり多額の資金を使っておりましたので、やっとそれが進んで、次は水道管の耐震化の工事になるのかなというふうなことで認識をしております。

水道料金については、上がるのは誰もが本当厳しいなというふうな思いではあると思います。皆さん、物価は何でも上がっているし、それは厳しいなということがありますが、ちなみに、ほかの自治体と比較すると鹿島市の水道料金というのは、県内で安いのか、高いのか、そこら辺の状況についてはどういうふうに水道課で把握されているのか。また、水道料金が上がったら、県内での水道料金の比較はどういうふうになるか、御答弁をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

水道料金の算定方法は各市町で単位とか数字が変わりますので、代表例で参考に御説明いたしますと、1 か月 5 トン使用した場合、これは基本料金の分類になりますが、県内では現在17団体中 4 番目に安い状況となっておりますが、今回改定を行いますと、9 番目という位置づけになってまいります。また、もう一つ例を申しますと、1 か月20立方メートル使用した場合ですが、現状 7 番目に安い状況でございますが、改定の結果、17団体中12番目というふうになってまいります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

8 番中村一堯議員。

○8 番（中村一堯君）

分かりました。上がったとしてちょうど中間ら辺ぐらいかなというふうに思いますけど、ほかの自治体でも水道料金に関して、ほかの料金も同じですけど、公共料金に関しては値上げされている自治体も、検討されている自治体などもありますので、どこでも厳しい状況にあるのかなというふうに思っております。

また、次の質問なんですけど、この水道料金の値上げの方針を発表されて大体 1 か月とか 2 か月ぐらいだと思いますが、さっきもありましたけど、その間のパブリックコメントとか、お電話とか、分からないですけど、お手紙とか、そういった市民の反応の状況について、賛成、反対も含めて、改めて御答弁をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

市民の方の意見ということで、11月にパブリックコメントを行った結果でございますが、パブリックコメントに12件の御意見が寄せられております。おおむねの内容でございますが、おおむね賛成、もしくは賛成ということで5件ございます。

内容といたしまして、水道管の維持のために必要ならばしょうがないというか、必要であると。また、安定供給のためには計画的に推進をお願いいたしますということでの御意見でございました。また、反対意見の中には、先ほど議員もおっしゃったように、なぜ今なのかと、生活が苦しくなる状況じゃないかという御意見もございます。また、過去、ダムとか、6次拡張事業の影響がここに来ているんじゃないかという御意見もございました。ただ、こちらに関しては、ほぼ今まで料金改正を行っていなかったというところの影響も発生しておりますので、そういった意味では今回は反対のほうに上げさせていただいております。また、松尾議員からもあったように、ぜひ値上げをせずに、補助とか、そういったのはないのかという御意見もございました。

おおむね反対5件、賛成に分類するのが5件、それ以外の部類としまして、大口の方、水をいっぱい使っていらっしゃる事業者等は井戸に転化するんじゃないかといったところでもっと考慮すべきではないのかなという御意見等もございました。パブリックコメントではそういった御意見でございます。

それと、1月末に水道料金の改定案ということで寄せられた質問等をまとめた文書を配付させていただいておりますが、その中で純粋に生活が苦しくなるから反対ですという御意見2件、それと、内容に関して詳しく書いてある内容を読めば納得できる旨の意見もございました。

市民の方から直接おいただきした意見の内容としては以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

賛成、反対も含めてたくさん声があると思います。また、私たち議員が直接感じた声もありますし、言わないけれども、反応的には上がるとやろうもんぐらいの人もやっぱりたくさんいらっしゃると思います、声なき声がですね。そこもしっかりと十分に理解されて、いろいろこれからの水道事業の計画をしていただきたいと思います。

また先ほど、耐震化率が鹿島市はかなり低いことによって漏水が市内でも大変多く起きているというふうな状況を耳にしたことがあります。さっきおっしゃっていたのでいうと、本管が15件、そのほかのが150件ほどということでありましたが、回っている中で聞いた声

では、月 6 千円の水道料金がされていたところが、漏水によって月に500千円の請求を受けたという方もやっぱりいらっしゃいました。これはこれまでいろんなこういった更新がなされずに、2 か月に 1 回の検針でそういった500千円の請求が来たのかなと、そういった案件だと思います。

そういった家庭の高額な漏水は年間で何件ほどあるのか、それとまた、漏水の金額と減免対策、ここについて御答弁をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

まず、先ほど漏水に関して水道の本管及び給水管の件数を申し上げましたが、今御質問があった中の漏水で500千円近い請求があったという件に関しては、メーターを通った家の中での配管の漏水に関して発生した事案でございます。この場合、メーターを検針した際に発見しておりますので、直接の請求は行っておりません。一旦止めさせていただいて、御質問のあった減免という措置を行った後、再度請求をした次第でございますが、鹿島市では宅内のほうで漏水が発生した場合、ふだん使っている水量というのを認定させていただいて漏水量を算定いたします。その漏水した分が50トン以下であれば漏水量を半分に、50トンから100トン、こういった部分に関しては3分の2にいたします。100トンを超えた場合は4分の3に減額して漏水量を算定し請求しております。

ですので、今回500千円請求した際には、1,800トン近く個人の家で出ておりまして、これが減免措置後、500トンの計算になって、金額的には130千円程度の請求、それでも高額な請求にはなりますが、そういった減免措置を行っている次第でございます。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

8 番中村一堯議員。

○8 番（中村一堯君）

今御答弁ありましたが、漏水があるのは本管や給水管だけではなく個人の敷地内の水道管でもかなりの漏水があっているということで、それが高額になっているということでお聞きをしました。

今後、こういったもう何十年もたっている管では漏水管が大変課題となってくるんじゃないかなと思っております。漏水によって多額の水道料を市民が負担されるのは非常に難しいことなんじゃないかなと。水道料が上がって、もし仮に漏水でこれも負担が増えるとなると、かなり厳しいと思いますので、漏水の場合は水道料金の上限を設けるべきだと思いますが、ほかの自治体の状況というのはどうなっていますか。また、上限を設定されているところはありますでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

すみません。前の質問で家の中での配管による漏水の件数をお答えしておりませんでした。が、年々増えてきておりまして、今年度の現在の時点で145件発生しております。これらの申請が出て、それに対して減免という措置を行っているところでございます。

そして、上限ということに関しては、鹿島市では先ほど申した減らしていくという方法で上限を設けていない状況でございます。

県内の自治体のほうを確認させていただいたところ、佐賀市とか唐津市をはじめ、約8事業体が上限を設けておられました。鹿島市のように上限を設けていない市町が残り3市町になっておる次第でございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

県内では8事業体が上限を設けておられるということで確認をいたしました。

鹿島市も、こういった減免措置もあると思いますけど、漏水における上限を設けられるのも今後検討していかなければならないと思います。

水道料金が15%の今回この案が出ていますけれども、松尾市長に質問なんですけど、こういった水道料金の改定なども厳しいというふうな状況なので、漏水による上限の設定というのもひとつ必要なんじゃないかと思いますが、そこら辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

漏水のことについてのお尋ねだと思います。

確かに市の布設している管についても老朽化が進んでおりますが、同じく個人の家庭もかなり老朽管が増えているというふうに思います。以前、凍結で大分、水が漏水したというようなことがありました。それも一つは老朽管が原因だというふうに思います。

今おっしゃったように、今話された例は、かなり多額のお金を個人で支払わなければならないということですので、他の自治体もこういうふうに上限を設けてやっているということです。基本的にはメーターから内側、家の中は個人の負担となりますけど、やはりそこを踏まえても、今回水道料金を値上げすれば、さらに増えるということになりますので、他の自治体も取り組んでおられますように、ある程度上限を設けて、これ以上の場合はここで抑えますというような取組をやっていきたいというふうに思います。

○議長（徳村博紀君）

8 番中村一堯議員。

○8 番（中村一堯君）

御答弁ありがとうございました。ほかの自治体も条件を設けておられるので、そこはいろいろ検討されながら今後対応していただきたいというふうに思います。

今回こういった水道料金の条例改定によって市民の生活に対する影響はあると思いますけど、やっぱり能登半島の地震で、皆さん、テレビを拝見されたと思いますけど、水が一番大事とおっしゃっている方のコメントとかお言葉を聞いて、やっぱり水道管というのは最も大事なインフラの一つなので、安心・安全に市民の皆さんに水を届けるのは大事なことだと思いますので、そこら辺は今後も適切な料金を皆さんからいただきながら事業に当たっていただきたいというふうをお願いして、終わります。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま出されております議案第19号について、反対の討論をしたいと思います。

まず1つ目は、独立採算制といえども、受益者に施設整備に関するものを押しつけてはいけない、水道の浄水配水のための経費を出すのは当然だと思います。今、市の水道管の老朽化が問題になっているのはよく分かりますが、これについては当然行政が責任を持つこと、国、県にお願いをすることだと思います。今回、市長から国に対して費用のことを述べてもらいました。要求を出すということですが、必ず実現をしてもらいたいと思います。

もう一点、今は黒字だが、令和9年には支出が収入を上回り、赤字になる見込みだと、老朽管を更新できないと大規模な事故につながるおそれがあり、料金の見直しが必要だということで今回15%の値上げということになっております。今、市民は既にこのことについては承知をしておりますが、今日、市民の暮らしはどうでしょう、皆さん。御存じのように、引き続きコロナ、その他の影響で財政的に非常に落ち込んでいる状況です。市民の一般の暮らし、また、営業されている人たちの状況も大変なときです。こういうときに15%もの値上げ、これは絶対に許されるものではありません。特に今黒字だという数字も出ています。市民の人は実態を知っていらっしゃいますので、非常に怒りの声が高まっています。皆さんたちの声に応じて今回の値上げはやめるべきだと思います。

このことを申し上げまして私は反対をいたします。

○議長（徳村博紀君）

ほかに討論はありませんか。8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

議案第19号 鹿島市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

これまで水道事業は、御存じのとおり、経費削減、そして、経営努力により、これまでは安心で健全な事業運営がなされてきたと考えております。過去の水道料金の改定を振り返ってみますと、平成3年に22.79%、平成5年に19.57%、平成12年に9.67%の水道料の上げがされてきました。近年の水道料金は20年以上上げがなされずに、これが少しずつ水道事業経営を圧迫していったのかなというふうに考えております。

先ほど課長の答弁でありましたように、今後は定期的にそういった水道料金、そして、給水計画などを見直して、引き続き安心・安全が担保できた水道事業をしていただきたいと思います。

これまで20年以上上げがなされなかった結果が、佐賀新聞の報道であったように、佐賀県で最も耐震化がされていない水道管老朽管の結果につながってきました。確かに意見が出ましたように、最も重要で生活インフラの要である水道料の引上げというのは市民生活にとって非常に厳しいことではありますが、このまま老朽管を放置すれば、そのツケは将来に本当に大きな負担となってくると思います。老朽管を新たに更新して漏水を減少させ、突発的な災害などに備えるためにも、今回は水道料金の改正に関しては賛成の立場で討論させていただきます。

○議長（徳村博紀君）

ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第19号 鹿島市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立多数であります。よって、議案第19号は提案のとおり可決されました。

ここで10程度休憩をいたします。15時35分から再開をいたします。

午後3時22分 休憩

午後3時35分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第12 議案第20号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第12. 議案第20号 令和5年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。村田財政調整監。

○財政調整監（村田秀哲君）

それでは、議案第20号 令和5年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

議案書は49ページでございます。

この案について、別紙のとおり補正予算書を提出するものでございます。

説明は補正予算書と議案説明資料でいたしますので、御準備をお願いします。

補正予算書第7号の1ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に398,838千円を追加し、補正後の予算総額を17,808,905千円といたすものでございます。

翌年度に繰り越して使用することができる繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正によります。

地方債の追加変更は、第3表 地方債補正によります。

2ページから8ページにつきましては、今回補正の集計表となっております。

9ページをお願いします。

第2表は、諸般の事情で予算を令和6年度に繰り越して執行する繰越明許費の一覧でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業以下20事業を令和6年度に繰り越して執行する予定といたしております。

繰越理由等は、議案説明資料の62ページから64ページに記載しておりますので、後ほど御参照ください。

12ページをお願いします。

第3表 地方債補正でございます。

農業基盤整備促進事業以下8事業、210,100千円を追加するものです。

13ページをお願いします。

市民会館建設事業以下17事業は、事業費の確定などに伴い、総額1,427,100千円から1,280,754千円に変更するものです。

16ページから19ページにつきましては、今回補正の事項別明細書となっております。

20ページ以降につきましては歳入歳出の補正内容となっておりますが、内容の説明は別冊

の議案説明資料で説明いたしますので、御準備をお願いします。

議案説明資料の56ページをお願いします。

56ページから58ページは今回補正の増減比較表ですが、説明は省略いたします。

59ページをお願いします。

主な歳入補正の概要でございます。

ナンバー1の個人市民税は、決算見込みによる調定額の増により、57,650千円を増額いたしております。

ナンバー2の普通交付税は、再算定による額の変更決定により、79,715千円を増額いたしております。

ナンバー3の子どものための教育・保育給付費国庫負担金は、保育所運営費の増額見込みにより、54,342千円を増額いたしております。

ナンバー4の通学路緊急対策事業補助金は、国の補正予算による通学路緊急対策事業の実施に伴い、36,300千円を増額いたしております。

ナンバー5のふるさと納税寄附金は、寄附金の増額見込みにより280,000千円を増額いたしております。

ナンバー6のふるさと人材育成支援寄附金は、佐賀西信用組合様から誕生プレゼント事業への寄附により1,000千円を増額いたしております。

ナンバー7の企業版ふるさと納税基金は、株式会社岡田電機様から観光振興のため、また、株式会社ダイナム様から脱炭素推進のための寄附により、6,000千円を増額いたしております。

ナンバー8の社会福祉費寄附金は、個人様から障害者福祉向上のための寄附により100千円を増額いたしております。

ナンバー9の財政調整基金繰入金は、財源調整のため60,000千円を減額いたしております。

ナンバー10の小学校長寿命化改良事業債は、国の補正予算による小学校長寿命化改良事業の実施に伴い、54,000千円を計上いたしております。

60ページをお願いします。

ここからは歳出について御説明いたします。

ナンバー1の企画一般事業は、佐賀西信用組合様からの寄附を後年度に活用するため、ふるさと人材支援基金への積立金など、976千円を増額いたしております。

ナンバー2のふるさと納税推進事業は、株式会社岡田電機様及び株式会社ダイナム様からの寄附を後年度に活用するため、基金へ積み立てるほか、ふるさと納税寄附額の増額見込みによる事業費の増など、286,000千円を増額いたしております。

ナンバー3の障害者自動車運転免許取得・改造助成事業は、個人様からの寄附により、障害者自動車運転免許取得費補助金を100千円増額いたしております。

ナンバー４の保育所運営事業は、公定価格の単価改定及び各種加算等による民間保育所運営費及び施設型給付費の増により、140,633千円を増額いたしております。

ナンバー５の農地中間管理機構事業は、農地中間管理機構事業の前倒し実施に伴う県工事負担金の増により、23,182千円を増額いたしております。

ナンバー６の道路整備個別補助事業は、国の補正予算に伴い、事業の前倒しによる犬王袋橋ほか補修工事及び設計の増など、13,781千円を増額いたしております。

ナンバー７の通学路緊急対策事業は、国の補正予算に伴い、事業の前倒しによる中川・犬王袋線道路改良工事の増など、66,000千円を増額いたしております。

ナンバー８の小学校長寿命化改良事業は、国の補正予算に伴い、事業の前倒しによる浜小学校体育館長寿命化改良１期工事及び監理の増など、50,180千円を増額いたしております。

61ページをお願いします。

令和５年度の県営事業に伴う負担金一覧表です。表の中の括弧書きの部分が、今回の補正額となっております。

62ページをお願いします。

翌年度に繰り越す繰越明許費の財源内訳と繰越理由の一覧です。

64ページをお願いします。

ナンバー21の合計欄、左から２列目の翌年度繰越額を御覧ください。合計20事業、総額733,174千円を令和６年度に繰り越す予定といたしております。

ナンバー22は、合計額のうち、４事業、273,050千円が国の補正予算に伴うものとなっております。

65ページは市債の現在高の見込み調書、66ページは積立金の状況です。内容は御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。３番笠継健吾議員。

○３番（笠継健吾君）

お伺いをいたします。

補正予算第７号説明書35ページ、17款１項１目、総務費寄附金、このことについてお伺いをいたしますが、補正で、ふるさと納税寄附金を287,000千円増加、総務費寄附金が1,097,000千円となっておりますが、この中のふるさと納税寄附金は合計で幾らの予定でしょうか。

○議長（徳村博紀君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

お答えします。

いわゆるふるさと納税寄附金ということかと思います。この中のふるさと納税寄附金につきましては、増額をしておりますのが280,000千円で、補正前の額が8億円でありましたので、1,080,000千円が、いわゆるふるさと納税寄附金の予算額ということで、今回補正をしているところです。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

令和5年度で1,080,000千円のふるさと納税の寄附金があるということですかね。ふるさと納税については、平成2年度710,000千円、3年度754,000千円、4年度が571,000千円。これは4年度は委託業者に4年10月から取組をさせていただいておるので、4年度は571,000千円、そういった切替えの時期で少なかったのかなと思いますが、そして、5年度が1,080,000千円というのは相当増えているなというふうに、令和7年度目標が10億円ですよね、増えているなと思いますが、この切り替えた4年度の時期の分が少し入っているということはないですか。

○議長（徳村博紀君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

お答えします。

昨年度、令和4年度530,000千円ということで、ちょっと伸び悩んでおりました。それにつきましては、委託をしたということが原因ではなくて、以前、委託をしたのが10月で、その前の1月ぐらいから、その前の年と比べて、ずっと減ってはきておりました。そういったことに関して、今減っているのということまでこ入れを図るために事業を委託したという側面もありますので、そこでまた事業者のほうと市で併せてふるさと納税の返礼品のサイト、返礼写真であるとか、お勧め返礼品の紹介であるとか、また、サイト上位、目につきやすいところになるべく鹿島市の商品が出てくるような形でPRの強化等を行いまして、また、ふるさと納税をするサイトを3つから6つに倍増させまして、そういったところもありまして、今回、寄附額が増えているところでございます。

また、1つには7年度が10億円を目標ということにしておりました。今回、早めに達成できたということの原因の一つには、昨年ありました制度の改正に伴いまして、9月に駆け込みの寄附というのが大分入っております。そういったところがございますので、一昨年、令和4年度分の、そこで寄附がなかった分が今年に回ってきたのかというところ、そういう側面もあるのかもしれないですけども、そういった取組、また、制度改正等の影響を受けたところで現在の予算額ということになっているのかと、こちらのほうでは分析をしているところです。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

9 月の制度改正というのは、返礼品が 3 割というところやったですね。5 割が 3 割に変わったところで駆け込み需要があったというような捉え方でいいですね。

あともう一つは、委託先が変わって増えたというふうなところも、変えてよかったかなというふうな、数字的に見ればですね、そういった感じがします。

そしたら、現状もう 7 億円ぐらいいっているということですかね、3 億円増やすわけですからね。

○議長（徳村博紀君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

お答えします。

今回、3 月末に向けて、補正予算ということで 280,000 千円増加をして、1,080,000 千円ということで、予算の枠を作ってもらっているところです。そこに向けて、今現在、1,024,000 千円が寄附としては入ってきている状況です。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

1,024,000 千円も入ってきているということは、令和 3 年度 754,000 千円、4 年度 571,000 千円、そして、現状 1,024,000 千円、そういった数字の捉え方でいいですかね。そしたら、大幅に上がっているというふうに思います。

このふるさと納税については、自主財源と一緒にような感じで、寄附金ですが、市税が、人口減少で落ちていくと。固定資産税もなかなかそういった対策が取られないというところで、このふるさと納税は非常に大事だということであると思います。この数字を見れば、非常に業務を委託してうまくいっているのかなと思います。この産品ですね、果物ボックスとか、ミカンとか、ノリとか、そういったもので鹿島というふうなところで見れば、そういった産品を取り扱う事業者が、それをふるさと納税のために申し込んでいるかというふうなところが一番大事じゃないかと思いますが、鹿島の産品というふうなところでの返礼品をするということは、例えば、肉とか、そういったものも非常に返礼品のところで需要があるというふうなところでは感じますが、そういったものも少しあるかと思いますが、例えば、市外で生産されたものを、例えば、鹿島で主に加工するというふうなところであれば、それも市の返礼品としてできるというふうなところを紙で見っていますが、それはそれでいいですか。

○議長（徳村博紀君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

お答えします。

市外で生産された肉とかを、市内の業者さんが加工されてということでありますけれども、これがきちんとした仕分とか、厳しくなった部分でもあるんですけれども、ある程度、きちんとその精肉業者さんが手を入れて、いろんな形に加工しましたという場合はオーケーなんですけれども、倉庫に寝かせておいて熟成をさせましたというような形であれば、ちょっとそれが駄目だということになっております。そういったところが昨年10月に制度改正で厳しくなった部分でもございます。

今現在、鹿島市のほうで出しております肉につきましては、しっかりと鹿島市の事業者さんが加工されて、いろんな形に加工したり、どういった物用にということでいろんな形に変えていただいて、その分を出していただいておりますので、鹿島市の分については、そこは大丈夫なものとなっております。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

そしたら、市外の産品で主な加工を鹿島でやるというところであれば、それも認められるということで、きちんとすればいいということですよね。このふるさと納税で稼いでいくことは非常に大事だと思います。業者に委託をしている、そして、その業者との関わり方が、市が関わっていくところだと思いますけど、例えば、月にそういった関わり方を何遍しているとか、どういう関わり方をしているかというのを教えてもらえますか。

○議長（徳村博紀君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

お答えします。

業者との関わり方ということです。定期的な会議とかいうものにつきましては、月に1度、何名かずつ業者から来ていただいて、会議を行っております。

また、それとは別に、ほぼ毎日というような形ですけれども、その事業者の職員さんが市の企画課のほうに来られまして、いろんな打合せということでは、行われているところになっております。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

資金的には、ここのところを増やしていくというところが一番ですね。あとは交付金補助

金、そういったものについては、今の鹿島の実績等々の細部についてを見て、来るわけですから、鹿島が動いて、そういった資金を取るというのは、このふるさと納税、固定資産税は、ちょっと今のところ見込めない。それで、ふるさと納税でいくというところですから、その委託業者との返礼品なんかは鹿島が許可をするはずですから、そこら辺をですね、返礼品について、今からどういうふうに増やしていくかというところが一番大事だと思いますので、今までもされているでしょうけど、増やしていくために、そこを市外の産品でも、数を確保してやっていくぞと、そういったところをしていかないと増えないと。限られた市だけの産品ではできないので、例えば、塩田でも相当、肉とかですね、牛とか飼っているというようなどころもありますから、そういったところにおいても、そういった取組を積極的にやってもらいたいと思います。

一つ資料的にもらいたいのは、このふるさと納税として、産品を事業者がどれぐらい出しておられるのか。1年、2年ぐらい前にもらった資料では、80社ぐらいの事業者がその産品を出しておられると、返礼品項目についても相当あると。鹿島においては先ほど言った野菜箱詰め、ミカン、そして、肉がちょっとしたもの、酒もあるでしょうけど、そういった事業者数と、その事業者で年間を通じて金額が大きいところから30社ほど、そして、その返礼品の内容、そこら辺を資料として頂いていいですか。

○議長（徳村博紀君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

そうですね、業者の一覧、また、返礼品の一覧ということで資料は提供をしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

この納税の仕方で、例えば、市内の人が市に納税できるか、そして、返礼品はどうなるのか、そこら辺をちょっと教えてもらっていいですか。

○議長（徳村博紀君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

市内の方がされた場合には、いわゆるふるさと納税という形にはなりませんので、普通の寄附ということで、返礼品等については該当しないということになります。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

それも基本的なことですから、この議会でそういったことを言ってもらって市民の皆さんに知っていただけておくということで質問いたしました。そういうことであれば、ふるさと納税は、やはりネットを見て、ふるさと納税をする人が非常に多いというところでもありますので、そこら辺も取組方として、考え方で強力でやっていただきたいと思います。

それと、委託業者との関係を強めて、10億円、今年度達成できれば、次はまたそれより高い目標ということを設定してやっていただければと思います。

終わります。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

補正予算書45ページのところで市民会館費というのがありますね。ここに残額で上がっておりますが、新しくなって私も何度か使わせてもらいましたが、非常に使い心地のいいところです。しかし、それでもやっぱり使ってみないと欠点が分かりませんね。

それで、幾つかありますが、特にここは早くしたほうがいいんじゃないかということでお尋ねしたいと思いますが、客席のほうです。お気づきになった方もありますが、客席は椅子席が横に長くありますが、真ん中がありません。1本通っていないです。全部、横に長くなっています。意味は分かりますかね。

それと、会場に入って左側に花道みたいなのがありますね、あそこがずうっと舞台に行っていますが、舞台に行くに従って、だんだん客席に下りるのが深くなっていますが、お客が花道を通して入ってくることがあるんです。今回もそれがありませんでした。危なかったのも、私はずっとそこにおって、暗かったのも、危ないですよと言いながら入ってもらいましたが、非常にあそこは危ないんです。

ほかにもありますが、客席に関するその2つについて、何とか改善ができないのか、何か手が打てないのか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

まず、客席について、縦の通路が真ん中にないので、横に客席が続いているので、座りにくいという御指摘だと思いますけれども、いろんな最近のホールを見てみますと、やはり真ん中には通路はないのが多いです。都会の人は真ん中に座って見られる。真ん中が一番見やすい場所ですので、そこを普通は通路にはなっていないで、客席ということですので、そこはもうお客様に慣れていただくしかないのかなと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

左側の花道のところなんですけれども、手前のほうで入りにくいように、何か入られないようにガードを何か置いて対策を講じたいと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今、客席のことをおっしゃいましたが、今回、私も何回か使って、皆さんがそうおっしゃるんですよ。今はそういうのに慣れてもらえたほうがいいとかおっしゃるけど、考えてみませんか。特に高齢者なんかは中に座って、真ん中におって、トイレに行きたくても、なかなか出難いとか、いろいろあるんですよ。これは私が言っているんじゃないです。今回、何回か使わせていただいて、周りから出てきた言葉なんですよ。これは本当に多くの方からそういう声が出ているんですよ。だから、確かにそうであるでしょうけど、やっぱり使いやすいようなものにしないと、せつかくのがよくないと思うんですよ。だから、真ん中だけでも座席を1つ外して、あそこはやっぱりそうすべきだと思いますが、それでもやっぱり今はそういうもんじゃないですかとおっしゃいますか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、やはり中央の部分は一番見やすい場所ということで、そこは少し横に移動が大変だと思いますけれども、そこはお客様に御理解をいただいて、SAKURASに慣れていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ちょっと話になりませんね。例えば、見やすいからとか、あそこが言った、それもあるでしょうが、例えば、もし緊急事態が起きたときどうなると思いますか、緊急事態が起きたとき。そういうことだって考えておかんといかんのですよ。全くあなた、横に行かないといけないわけですから。市長、どう思いますか、この件について。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

SAKURASがオープンして、9月ですので、約半年ぐらいになります。今言われたように、

いろんな方から多分いろんな意見が出ると思います。それについて、今おっしゃったように対応できる分、例えば、また真ん中に通路を通せば、やっぱりそれもまた工事費もかなりかかりますし、今、客席自体もあまり大きくない客席数です。そういう中で運営していますので、なるべくそういうのを配慮したような席の配置というのも、その運営者というか、いろんな催しをされる方にも考えていただいて、お互いがやっぱり納得していかなければいけないというふうに思っております。もう少し運営を続けていく中で、いろいろ考えていきたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

皆さん方、あそこに座って御覧になったことはありますか。本当、今いろいろおっしゃっていますが、そこをそうしておかないと、何か緊急事態が起きたときは、それこそ大変ですよ。行ってまた見てみてくださいよ。本当ね、幾らかお金かかると思いますよ、かかったってあそこはやらないと、今まで利用した人たちが、数多くの方がそうおっしゃっているんです。何でここは真ん中はこがんとおるとやろうかなと。私たちも最近使わせてもらいましたが、最大600近い人が入ってもらいましたから満員でしたよ。そういう状況でやってきて、多くの人からそういう声が出ているんです。その前にやったときもそうなんですよ。だから、ぜひお願いしたい。また、もう一度見てください。ぜひあなたもゆっくり座って見てくださいよ。もしあれだったら御招待しますからね。

それと、花道のところ。あそこは本当に何かをちょっとしたくらいでは危ないですので、絶対花道からは行かないようにとか、そういうのをちゃんとしなくちゃいけないと思いますが、この前は多かったものだから、ざっとそこに来られたんですね。私も気づいて早かったからよかったですけど、みんな席のほうばかり見よんしゃっけん、足元を見ないわけですよ。本当に足の骨を折るような大事故だって起きかねないと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

それともう一点ですが、あそこでは食事はできませんね、中ではね。それで、この前も午前中から午後ということで、食事はどうしたらいいかと皆さんがおっしゃっていましたが、ロビーのところにもう少しソファーか椅子かを置いてもらったらいいけどなというような要求が出ておりますので、その辺も今後ぜひ検討していただくということをお願いしたいと。幸いお金が残っていましたので、申し上げましたけど、ぜひお願いをしたいと思います。

以上で終わりたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

よろしくお願いします。10番勝屋でございます。

小学校の改修だったですかね、何ページやったかな。明倫小学校の体育館の改修があったと思いますけれども、きれいになったかなと思っておったら、依然としてまだ雨漏りがしておるということをお聞きしたんですけれども、実際どうなんでしょうか。ちょっと確認をしたいと思ひましてお聞きしますけど。まだ雨漏りがしているということなんですけど。御父兄さんのほうからちょっとそういう声を聞きましたので。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

明倫小学校ですね、4期工事ということで体育館の改修をやったところです。今、議員おっしゃったその明倫小の雨漏りの件については、ちょっと私まだ耳にしておりませんでしたので、早急に戻り次第確認をしたいと思ひます。

○議長（徳村博紀君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

校長先生のほうには話をしたということだったので、ぜひとも確認していただいて、もし本当に雨漏りがしているんだったら、やっぱり滑ったりして危険なこともありますので、その辺はよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第20号 令和5年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第20号は提案のとおり可決されました。

日程第13 議案第21号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第13. 議案第21号 令和5年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、議案第21号 令和5年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

議案書は50ページでございますが、鹿島市国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）にて説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

今回の補正予算の内容は、今年度の最終補正ということで、主に決算見込みや事業費の確定によるものとなります。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124,526千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,839,208千円とするものです。

2ページから4ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

5ページから6ページは今回の歳入歳出補正予算の事項別の明細書でございます。説明は省略いたします。

7ページを御覧ください。

ここからは歳入について説明いたします。1款1項1目. 一般被保険者国民健康保険税は、医療給付費分現年課税分等の収入見込みにより、12,710千円を増額し、補正後の額を701,650千円とするものです。

8ページ、3款1項2目. 健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金は新規の計上となります。令和5年度から増額された出産育児一時金に対する、令和5年度に限っての補助金であり、140千円を新規に計上するものです。

9ページを御覧ください。

4款1項1目. 保険給付費等交付金は、普通交付金、特別交付金の決算見込みにより、81,356千円を増額し、補正後の額を2,732,926千円とするものです。

10ページ、6款1項. 基金繰入金は、令和4年度の保険給付費等の交付金の額確定に伴う償還金の財源として30,000千円を増額し、補正後の金額を80,000千円とするものです。

11ページ、6款2項1目. 一般会計繰入金は、決算見込みにより320千円を増額し、補正後の額を320,844千円とするものです。

12ページを御覧ください。

ここからは歳出について説明いたします。1款1項1目．一般管理費は、役務費、繰出金の決算見込みにより301千円を減額するものです。

13ページ、1款3項1目．賦課徴収費は、決算見込みにより、81千円を減額するものです。

14ページ、2款1項1目．一般被保険者療養給付費は67,504千円増額の2,228,340千円、3目．一般被保険者療養費は4,397千円増額の25,453千円、5目．審査支払手数料は32千円増額の7,421千円とするものです。いずれも決算見込みによる増額となります。

15ページ、2款4項1目．出産育児一時金は出産育児一時金臨時補助金の新規計上に伴う財源組替えでございます。

16ページ、2款5項1目．葬祭費は、決算見込みにより150千円増額するものです。

17ページから19ページの3款．国民健康保険事業費納付金は、県へ納付する国民健康保険事業費納付金に係る補正となりますが、いずれも県繰入金等の増額に伴う財源組替えとなります。

20ページ、6款1項1目．特定健診等事業費は、特定保健指導者事業の受診者数等を見込みまして、2,822千円を減額するものです。

21ページ、6款2項1目．保健衛生費は、医療費通知共同電算処理に係る県繰入金等の減額に伴う財源組替えとなります。

2目．療養費は、はり、きゅう施術助成の決算見込みにより304千円を増額するものです。

3目．保健推進費は、決算見込みにより、旅費、需用費を合わせ103千円を減額するものです。

22ページ、9款1項3目．償還金は、令和4年度保険給付費等交付金の額の確定に伴い、精算分の償還金として30,249千円を増額するものです。

23ページ、10款1項1目．予備費は、今回の補正に伴う財源調整のため、25,197千円を増額するものです。

以上で令和5年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第21号 令和5年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第21号は提案のとおり可決されました。

日程第14 議案第22号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第14. 議案第22号 令和5年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、議案第22号 令和5年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

議案書は51ページでございますが、鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算書（第3号）で説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

今回の補正予算の内容は、今年度の最終補正ということで、主に決算見込みによるものとなります。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,967千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ483,350千円とするものです。

2ページから3ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

4ページから5ページは、今回補正予算の事項別の明細書ですが、説明は省略いたします。

次に、6ページを御覧ください。

ここからは歳入について説明いたします。

1款1項1目．特別徴収保険料は、決算見込みにより20,589千円を減額するものです。

2目．普通徴収保険料は、決算見込みにより26,809千円を増額するものです。

7ページ、3款1項1目．事務費繰入金は、一般会計からの広域連合共通経費負担金に対する繰入金となります。決算見込みにより2,279千円を減額するものです。

2目．保険基盤安定繰入金は低所得者軽減等に対する一般会計からの繰入金ですが、決算見込みにより、20千円を増額するものです。

8ページ、5款4項2目．雑入は、決算見込みにより、後期高齢者医療特別対策補助金と

して6千円を増額するものです。

9ページを御覧ください。

ここからは歳出について説明いたします。

2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金は、決算見込みにより3,961千円を増額するものです。

10ページを御覧ください。

3款2項1目、他会計繰入金は、後期高齢者医療制度の周知に係る市報掲載の経費分として6千円を増額するものです。

以上で令和5年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第22号 令和5年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第22号は提案のとおり可決されました。

日程第15 議案第23号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第15、議案第23号 鹿島市中村住宅整備事業の事業契約の変更についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。田代建設住宅課長。

○建設住宅課長（田代 章君）

それでは、議案第23号 鹿島市中村住宅整備事業の事業契約の変更について御説明をいたします。

議案書は最終52ページ、議案説明資料は67ページからでございます。

最初に、議案書52ページをお願いいたします。

議案第23号、鹿島市中村住宅整備事業の事業契約の締結について、下記のとおり変更した

いので、議会の議決を求めるものでございます。

契約金額1,156,676,744円を1,158,418,169円に変更いたします。

提案理由は、物価変動に伴う中村住宅の維持管理、運営費に係るサービス対価の見直しについて、契約金額を増額する変更契約を締結するため、この案を提出するものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料にて御説明をいたします。

説明資料の67ページをお願いいたします。

1、事業契約の内容、(1)事業名、鹿島市中村住宅整備事業、(2)事業概要、1つ、中村住宅の設計及び建設業務に関すること、1つ、中村住宅の施設及び設備の維持管理に関すること、1つ、中村住宅の施設利用者管理等の運営に関すること。(3)契約相手、北鹿島中村住宅株式会社、(4)契約金額、変更前、1,156,676,744円、変更後、1,158,418,169円、変更額、1,741,425円の増でございます。(5)事業期間、議会の議決の日から令和31年3月31日までとなります。

次に、2の変更理由でございます。中村住宅の維持管理、運営費に係るサービス対価につきましては、鹿島市中村住宅整備事業事業契約書第48条の規定により、物価変動に伴い、3年ごとに見直すことといたしております。

今回、選定事業者が長期収支計画を見直した結果、物価上昇に対応するため、サービス対価の変更が必要となったため、契約金額の増額を行うものでございます。

サービス対価の変更につきましては、日本銀行調査統計局が公表する企業向けサービス価格指数を基に比較し、1年前の同日の指標から100分の1を超える変動が生じた場合、サービス対価の見直しを行うこととしております。

維持管理のサービス価格指数につきましては、令和4年との比較で変動はありませんが、運営費の指数変動率は1.49%上昇いたしております。このため、68ページに記載しております契約金額は、維持管理・運営費におきまして、254,682千円から、256,423,425円となり、1,741,425円増額され、施設整備費を含めました契約金額は1,156,676,744円から1,158,418,169円へ変更することとなります。

なお、債務負担行為の設定額は1,176,000千円でありますので、今回の変更契約金額は予算の範囲内となっております。

4、経過につきましては記載のとおりです。御確認ください。

参考といたしまして、中村住宅整備事業事業契約書の抜粋を掲載しておりますので、ここも併せて御確認をいただきたいと思います。

また、69ページには事業契約の変更状況を図式化しております。令和6年度から令和30年度までの25年間で1,741,425円の増額となり、1年当たりでは69,657円が増額されることとなります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第23号 鹿島市中村住宅整備事業の事業契約の変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第23号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は3月4日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時36分 散会